

政策資料

No.285 《復刊180号》
1990年6月1日

巻頭言 松前 仰 1

〈特集〉

I 消費税廃止関係

- 税制再改革基本法案要綱 1
- 消費税法を廃止する法律案要綱 4
- 消費譲与税法を廃止する法律案要綱 6
- 地方交付税法の一部を改正する法律案要綱 6
- 地方税法改正案に対する修正案可決に当たって（談話） 7
- 消費税廃止と法案提出に伴う代替財源に関する統一的見解 7
- 平成2年度政府予算案に対する組替え共同要求・参考資料 9

II 育児休業法関係

- 四党共同の「育児休業法案」の提出について 14
- 育児休業法（案） 17
- 育児休業法案要綱 30

○四党共同育児休業法案要綱新旧対照 33

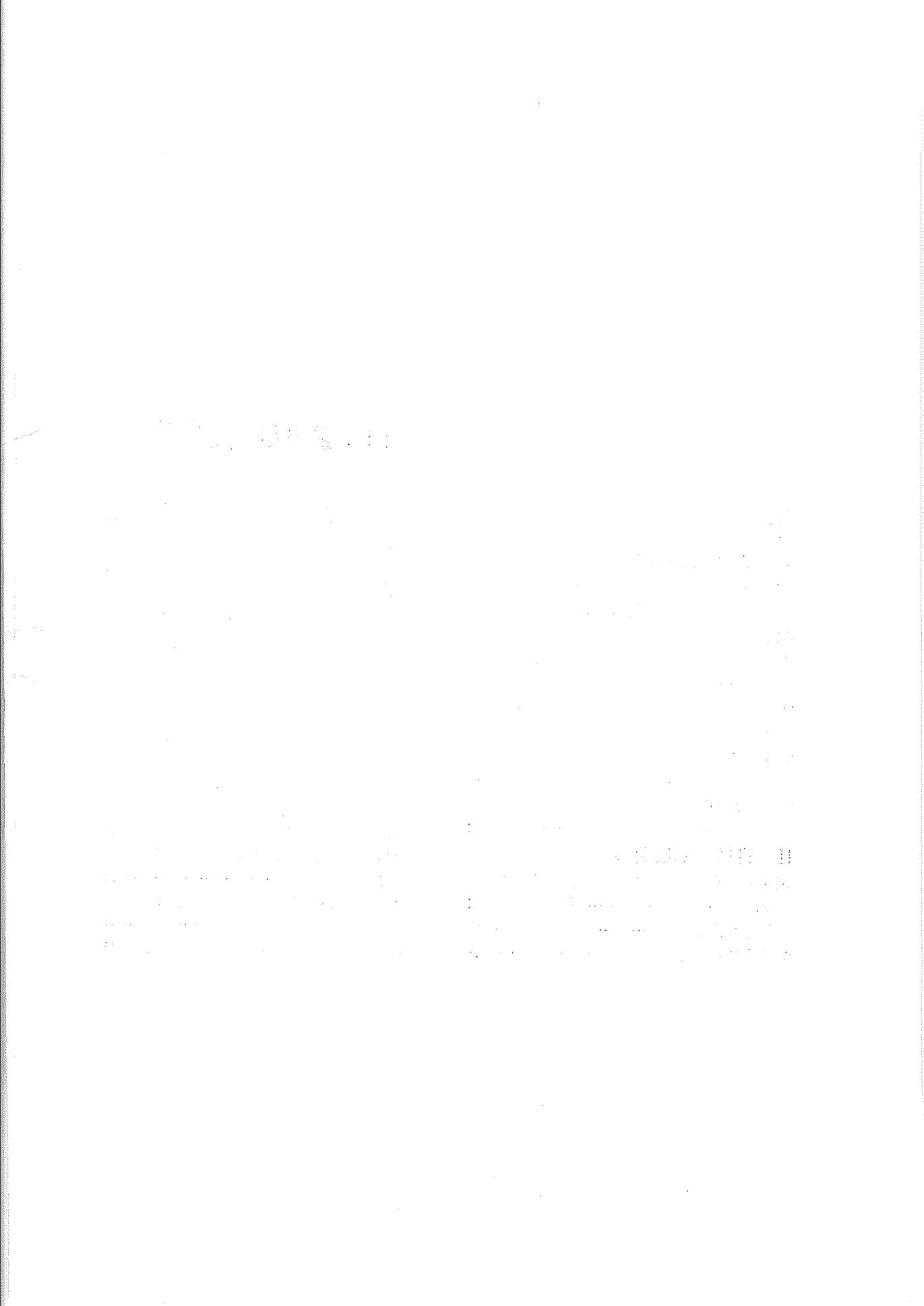
育児休業制度の必要経費再試算 39

○育児休業手当特別会計法（案） 42

○育児休業手当特別会計法案要綱 44

〈資料〉

- 日米構造協議「中間評価」についての談話 45
- 第八次選挙制度審議会報告書について（談話） 45
- 第八次選挙制度審議会答申について（談話） 46
- 臨時行政改革推進審議会最終答申について（談話） 47
- 農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）衆・参 50
- 張振海容疑者の中国への引き渡し命令について（談話） 51
- 在日韓国・朝鮮人の戦後補償、権利保障についての申し入れ 52
- 右翼関係者のテロ事件について申し入れ 53





人を動かす思想と 政策と人格を

松前 仰

政策担当中央執行委員

二十一世紀に希望をつなぐ総選挙は、自民党圧勝と社会党以外の野党の後退で終わった。政権交代

の期待をこめた闘いも、国民は参議院選挙のときの強い政治変革の意思を再現しなかった。何故だろ

うか。原因は様々憶測されてい。いま、聞こえる大きな声は、「社会党には政策がない」である。脱皮するようで、しないとしか映らない社会党に苛立つ声なんか。テレビでは、優れた学者先生が眉を釣り上げ、また、売れっ子評論家があざ笑うかのように社会党批判をするのを、じつと我慢して見ていかなければならない。

今、静かに考へる時、社会党は國民が味方になつてくれるような責任ある、より強力なより広い視

野に立つ政策と、その実行能力が問われているように思ふ。責任は重大だ。

世界や東欧は激しく揺れてい。安定したとはいえない。これは自然界と同じだ。あるハードウェアの入口に急激な変化を与えると、内部状態によつては大きな一時の振動を起こす。その振動振幅が大きければ一般国民は傷つく。ソ連や東欧はその大きな振動の残る困難な過渡期にある。しかしそれでも変革は進む。新鮮な希望を見ながら、思い切つた実験が続いている。

日本も、激しく動き、そして衆議院選挙で元に戻った。現象的には過渡的な搖れ戻しかもしれない。だから次は勝てる、とはい

くものだと思つてゐる」と言われてゐる。サルマネの政策や思想では人は動かない。理想の実現のために人を動かし、政権につかなければならぬ。

困難だがやり甲斐のある高齢化社会政策、土地価格低減、相互信頼による国際摩擦の除去、アジア

(まつまえあおぐ・衆議院議員)

I 消費税廃止関係

一九九〇・四・一九

税制再改革基本法案要綱

第一 目的

この法律は、消費税の創設を中心とするこの法律は、消費税の創設を中心とする
先の税制改革に代えて行う税制の改革（以下「税制再改革」という。）について広く国民の理解と協力を得るため、税制再改革の趣旨を明らかにし、税制再改革に当たつての環境整備に関する事項を定め、並びに税制再改革の基本原則及び基本方針を示すとともに、税制再改革の具体的な措置について調査審議を行う国民税制改革協議会を設置し、もつて税制再改革の確実かつ円滑な推進に資することを目的とするものとする。

〔第一条関係〕

① 事務及び事業の見直し、行政情報の公開の推進、行政監視制度の充実、行政機能を十分に確保した上で公務員総数の

第二 税制再改革の趣旨

税制再改革は、消費税の創設を中心とする

抑制、歳出の見直し等行政及び財政の改革を一層推進すること。

② 社会保障に関する総合的かつ長期的な構想に基づき、医療、年金、福祉等に関する総合計画を策定し、来るべき高齢化社会における社会保障と国民の負担の在

り方について国民の理解を深めること。

第四 税制再改革の基本原則

税制再改革は、国民に広く意見を述べる機会が与えられるとともに国民に情報が公開されること等により、広く国民の理解と信頼を得つつ、次に掲げることを基本原則として行うものとする。

〔第四条関係〕

① 国民の租税に対する信頼を確立するため、税負担の公正及び公平を確保すること。

② 総合課税主義を基本とする応能負担原則を重視し、かつ、応益負担原則にも適切に配慮すること。

③ 直接税を主とし、間接税を従として、

第三 税制再改革に当たつての環境整備

国及び地方公共団体は、税制再改革に当たつては、次に掲げる環境の整備に努めなければならないものとする。

〔第三条関係〕

① 事務及び事業の見直し、行政情報の公開の推進、行政監視制度の充実、行政機能を十分に確保した上で公務員総数の

所得、消費、資産等に対する課税を適正に行うこと。

(4) 地方自治の本旨に基づき安定した地方財政の確立を図り、地方分権及び地方自治の発展に資すること。

(5) 税制が活力のある福祉社会を支える基盤となるようにすること。

第五 税制再改革の基本方針

税制再改革は、次に掲げることを基本的な柱とする税体系の構築を目指して行うものとする。

〔第五条関係〕

① 社会保険診療報酬課税の特例、みなし法人課税、公益法人課税の特例、企業に対する課税における各種の特例等の租税特別措置等の抜本的な整理及び合理化が図られ、税負担の不公平が是正されること。

② 次に掲げる課題に対処した上で、所得、消費、資産等に対する課税が適正に行われていること。

イ 国民のプライバシーの保護に十分留意した納税者番号制度の導入を検討し、国民の勤労意欲が損なわれないよう配慮しつつ、総合課税を一層推進する等所得税体系の再構築を図ること。

ロ 経済取引の国際化及び経済構築の変化に対応したものにする等法人税体系の適正化を図ること。

ハ 土地基本法（平成元年法律第八十四号）に定める土地についての基本理念

にのっとり、土地の適正かつ合理的な利用等に関する基本的施策を踏まえ、土地の譲渡所得課税及び保有課税の見直しを行う等資産性所得課税及び資産課税の適正化を図ること。

二 間接税が直接税を補完する地位にあるべきことを踏まえ、国税及び地方税における個別間接税の整理及び合理化を図るとともに、サービス、流通等に

対する適正な課税の在り方にについて検討を加え、その結論を得ること。

③ 地方分権及び地方自治の基礎としての地方財政の確立のため、国と地方公共団体との間の税源配分の見直しによる地方税源の拡充及び財政調整制度としての地方政府制度の充実に配慮されていること。

第六 第六条第一項関係

1 国民税制改革協議会

税制再改革の実現に資するため、総理府に、国民税制改革協議会（以下「協議会」という。）を置くものとする。

〔第六条第一項関係〕

第九 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

2 協議会は、税制再改革の基本原則及び基本方針を踏まえ、税制再改革の具体的な措置について調査審議するものとす

3 協議会は、委員五十人以内で組織し、

その委員は、税制問題等に関し広い知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することその他協議会の組織等について所要の規定の整備を行うものとする。

〔第七条関係〕

4 協議会は、設置後一年を目途として、その調査審議の結果を、内閣総理大臣に對し、報告するものとする。

〔第八条第一項関係〕

5 内閣総理大臣は、前項の報告を受けたときは、これを尊重しなければならないものとし、かつ、これを国会に報告するものとする。

〔第八条第二項及び第三項関係〕

この法律は、公布の日から施行するものとする。

〔附則第一項関係〕

税制改革法（昭和六十三年法律第百七号）は、廃止するものとする。

〔附則第二項関係〕

消費税法を廃止する法律案要綱

のに係る消費税については、なお従前の例によるものとする。

第一 消費税法の廃止

江寧府志

は、廃止するものとする。

この法律は、平成二年十月一日から施行するものとする。ただし、第七は、公布の日から施行するものとする。

第三 旧消費税法に規定する経過措置の効力

この法律による廃止前の消費税法（以下「旧消費税法」という。）附則中にある関係

法律の施行後も、なおその効力を有するものとする。
〔附則第二条関係〕

第四 消費税法の廃止に伴う一般的経過措置

き、この法律の施行の日（以下「施行日」

という以前は国内において事業者が行つた資産の譲渡及び施行日前に国内において事

保税地域から引き取られた外国貨物に係る消費税については、なお従前の例によるも

のとする。

〔附則第三条関係〕

第五 繼続供給等に係る課税資産の譲渡等に関する経過措置

施行日以後始めて料金の支払を受ける権利が確定される継続供給等に係る課税資産の譲渡等については、原則として、施行日に行われたものとみなすものとする。

第六 資産の譲渡等の時期の特例に関する経
〔附則第四条関係〕

第六 資産の譲渡等の時其の特例に関する
過措置

1
三

1
事業者が旅行日前に書類販売等の方法により行つた資産の譲渡等で旧消費税法第十五条(割賦販売等に係る資産の譲渡

第七 課税期間の特例等

1 平成二年九月三十日の属する課税期間

については、同日までの期間とするものとする。
〔附則第九条第一項関係〕

2 施行日以後に提出期限の到来する中間

申告書については、その提出は要しない
。〔付別寫し及第二頁関係〕

第八 施行後に仕入れに係る対価の返還等を
ものとする〔附則第六条第二項関係〕

受けた場合の経過措置

事業者は、施行日前に国内において行つ

た課税仕入れにつき、施行日から平成三年九月三十日までの間ににおいて返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けたことにより、仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、同年十月一日から二月以内に、当該仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額（課税売上割合が九十五パーセント未満であった事業者については、その合計額に当該課税売上割合を乗じて計算した金額）等を申告・納付しなければならないものとする。

第九 調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整に関する経過措置

- 1 課税売上割合が三年間で著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整は、行わないものとする。
〔附則第十一条関係〕
- 2 課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整については、施行日前の転用の場合にはなお従前の例によるものとし、施行日以後の転用の場合には調整を行わないものとする。
〔附則第十二条関係〕
- 3 非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整についても、施行日前の転用の場合にはなお従前の例によるものとする。この場合において、その後、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額を改めて領収したものとする。
〔附則第二十条関係〕

用の場合にはなお従前の例によるものとし、施行日以後の転用の場合には調整は行わないものとする。

〔附則第十三条関係〕

第十 施行後に売上に係る対価の返還等をした場合の経過措置

事業者は、施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき、施行日以後に返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額等を記載した申告書を提出し、還付を受けることができるものとする。

第十一 施行後に貸倒れが生じた場合の経過措置

事業者は、施行日前に国内において課税資産の譲渡等を行つた場合において、施行日以後に貸倒れが生じたため当該課税資産の譲渡等の税込価額の領収をすることとされる消費税に関する規定を整備するものとする。

〔附則第十八条関係〕

第十四 政令への委任

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。
〔附則第十九条関係〕

第十五 罰則

この附則により納付しなければならないこととされる消費税及び還付することとされる消費税に関する罰則規定を整備するものとする。
〔附則第二十条関係〕

ときは、二月以内に、当該領収をした税込価額に係る消費税額等を申告・納付しなければならないものとする。

〔附則第十五条及び第十六条関係〕

第十二 国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置

国、地方公共団体等が施行日前に行つた資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りでの対価を収納すべき会計年度及び費用の支払をすべき会計年度が平成二年度であるものについては、施行日の前日に行われたものとする。

〔附則第十七条関係〕

第十三 質問検査権等

〔附則第十七条関係〕

第九 調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整に関する経過措置

第一 課税売上割合が三年間で著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整は、行わないものとする。

第二 課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整については、施行日前の転用の場合にはなお従前の例によるものとし、施行日以後の転用の場合には調整を行わないものとする。

第三 課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整についても、施行日前の転用の場合にはなお従前の例によるものとする。この場合において、その後、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額を改めて領収したものとする。
〔附則第二十条関係〕

第十六 罰則に関する経過措置

罰則に関し所要の経過措置を整備するものとする。〔附則第二十一条関係〕

第十七 関係法律の改正及びこれに伴う経過

措置
中小企業者等が取得する特定事務用機器の取得価額の損金算入の特例の適用期限を一年間延長する等の租税特別措置法の改正

一九九〇・四・一九

消費譲与税法を廃止する法律案要綱

一 消費譲与税法の廃止

消費譲与税法は、廃止するものとすること。

(本則関係)

一九九〇・四・一九

二 施行期日
この法律は、平成二年十月一日から施行するものとすること。(附則第一条関係)

三 経過措置

1 平成二年六月から平成八年二月までの廃止前の消費税法及び消費税法を廃止する法律附則の規定による消費税の収入額の五分の一に相当する額は、消費譲与税として、譲与するものとすること。

(附則第二条第一項関係)
一 地方交付税の対象税目の改正
消費税を地方交付税の対象税目から除くものとすること。

(第二条及び第六条関係)

2 平成三年三月に譲与すべき消費譲与税の譲与額は、平成二年十二月から平成三

年二月までの収納に係る消費税の収入額の五分の一に相当する額とすること。

三 経過措置

地方交付税法の一部を改正する法律案要綱

四

その他の所要の規定の整備を行うものとすること。

(附則第二条第三項関係)

度分の消費譲与税は、当該年度の三月に、前年度の三月から当該年度の二月までの間の収納に係る消費税の収入額の五分の一に相当する額を譲与するものとすること。

四

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

(附則第二条第三項関係)

3 平成三年度から平成七年度までの各年

を行うほか、関係法律の改正を行うとともに、その経過措置について所要の規定を整備するものとする。
〔附則第二十二条から第六十三条まで関係〕

地方税法改正案にに対する

修正案可決に当たつて（談話）

日本社会党・護憲共同参議院国会対策委員長

野田 哲

一、政府提出の地方税法改正案は、いわゆる日切れではない部分が含まれている。「特別地方消費税の改正」がそれにあたる。

また、本院においては、昨年の臨時国会

一九九〇・四・一九

負担等の軽減になることは明らかである。
また、自治体財政、地方財政の安定のため

同時に、消費税の廃止に全力を挙げ、地方財政の拡充、消費者・事業者の負担軽減の実現を目指す。

消費税廃止法案提出に伴う 代替財源に関する統一的見解

日本社会党政策審議会・公明党政策審議会
民社党政策審議会・社会民主連合政策審議会

一、政府・自民党は、今回の特別地方消費税の改正を減税と強調するが、元々、自治体の自主税源を取り上げて大増税したのが消費税であり、特別地方消費税はその消費税導入によって誕生したものである。我々は、「地方消費税」の減税をはるかに上回る、消費税廃止という大減税を用意している。消費税の廃止は、事業者にとつても事務

にも消費税廃止と税制の再改革こそ必要である。したがつて、減税案を野党が潰したことなどという批判を自民党が行おうとするのなら、的外れといわなければならぬ。

一、国会は変わつたのであり、横車を押そうとしてもそれはできないという現実を政府・自民党は十分に踏まえるべきである。

我々は、今後も国会の機能の充実、議論の活性化と国民生活重視の視点からのチエックを重視した国会活動を開展する。

1 提出する法案

(1) 日本社会党・護憲共同、公明党・国民會議、民社党、進歩民主連合の四会派は、連合参

議院とも協議、連携をとりつつ、今特別国会に衆議院において、先般の総選挙に際する公約である消費税廃止法案を提出する。

(2) 提出する議案は、消費税法を廃止する法

律案、消費譲与税法を廃止する法律案、地

方交付税法の一部を改正する法律案の廃止
三法案並びに消費税を廃止することを踏ま

え実施されるべき税制の再改革に係る税制
再改革基本法案の四法案となる。

基本的に昨年の第一一六臨時国会に提案し
た代替財源案を踏襲する。ここにそのフレ

ームを明示し、それを踏まえて平成二年度
政府予算案の組み替えを要求する。

2 消費税廃止に係る税収減
提出する廃止三法案の施行期日は、平成二
年一〇月一日としている。したがつて、廃止
後においては消費税収入は基本的に皆減する
こととなるが、その減収額は、平成二年一度に
おいては概算二兆五二〇〇億円程度（一般会
計分約二兆円）、平成三年度概算六兆三九〇〇
億円程度と見込まれる（一般会計分約五兆一
〇〇億円）。

3 当面の代替財源についての考え方

- (1) 消費税廃止に係る代替財源については、
既に昨年の国会に代替財源五法案として参
議院に提出し、参議院で可決成立後、衆議
院に送付された。
- (2) 昨年の臨時国会においては、予算案も提
出されていなかつたが、今国会においては
平成二年度政府予算案が国会に提案され
ている。今国会においては、政府の消費税
見直し法案も提案されているが、とくに代
替財源法案は提出されていない。
- (3) 消費税廃止に係る代替財源については、

(4) 代替財源法案については、消費税廃止法
案が成立した時点で提出するものとする。
(5) 我々は、消費税について経過措置等の関
係からやむを得ず廃止法案の施行期日を一
〇月一日としたものであり、したがつて平
成二年度政府予算案中、一〇月以降の消費
税の計上については同意できない。これは
地方交付税についても同様である。

(6) なお、消費税を廃止しても、我々の代替
財源案と税収見積是正等によつて財政的に
何ら支障は生じない。ただし、政府におい
ても平成二年度中に土地税制の抜本改革案
について成案を得るとしており、我々も平
成三年度から実施を前提として土地税制の
抜本改革に着手する決意である。

また、消費税廃止について与野党で一致
するなら代替財源については、我々の提案
のみに固執せず、不公平税制のは正を一層
進めるなど協議に応ずる用意がある。

8 相続税・贈与税については、最高適用税
率を七五%（現行七〇%）に引き上げる。
9 法人税の基本税率を特例的に二・五%上
乗せし、四〇%（現行三七・五%）に引き
上げる。

10 貸倒引当金の繰り入れ限度額を三年で三
分の一程度圧縮する。

消費税廃止に伴う代替財源案 について（第一次案）

消費税廃止に係る代替財源は、先の臨時国

会において参議院で可決された関連法案を基
本的に踏襲する。

〔国税〕

1 有価証券譲渡益課税について、みなし譲
渡利益率を七%（現行五%）とする。

2 有価証券取引税の税率は、株券等の第二
種に対する税率を〇・四%（現行〇・三%）
とするなど引き上げる。

3 物品税については、四%・六%・八%・
一〇%に税率を調整した上で復元する。

4 酒税については、消費税分を上乗せした
税率調整を行う。

5 たばこ税については、消費税分を上乗せ
した税率調整を行う。

6 通行税は、基本税率を五%（旧一〇%）、
離島相互間又は離島・本土間については三
%（旧五%）として復元する。

7 入場税は、税率を五%（旧一〇%）とし
て復元する。

12 受取配当益金不算入割合を六〇%に圧縮する。

13 外国税額控除制度の適正化を実施する。

(注) 1～7については二年一〇月一日から、8については三年一月一日から、9～13については三年四月一日から実施する。

一九九〇・四・一七

平成二年度政府予算案 に対する組替え共同要求

〔地方税〕

1 電気税については、税率三%（旧五%）

で、旧免税点を復活させた上で復元する。

2 ガス税については、税率二%で、旧免税

点を復活させた上で復元する。

3 料理飲食等消費税については、免税点五

〇〇〇円・一万円・税率一〇%で復元する。

4 娯楽施設利用税については、完全復元す

る。

5 地方たばこ税については、現行税負担を

変更させないよう消費税分の税率調整を行

う。

(注) 以上の改正は、二年一〇月一日から実施

する。

I 組替え要求の趣旨

日本社会党・護憲共同
公明党・国民會議
民社
進歩民主連合

1 現在、衆議院予算委員会の審議に付されている政府予算案は、消費税の存続を前提としており、また日米構造協議に象徴される对外経済摩擦の緩和、国民生活の質の向上という観点から見ても全く不十分な内容であり、組替える必要がある。

2 消費税存廃を大きな争点としていた先の衆議院選挙で、自民党が過半数を制したからといって、凍結・再見直し等選挙期間中の自民党首脳の発言などを考えれば、それで消費税の存続が結論付けられるわけではなく、最終的決着は国民の論議に委ねられている。我々は、昨年共同で提案した消費

税廃止関連九法案が参議院で可決されていることを重視し、その法案に基づき、再び共同で消費税廃止関連法案を衆議院に提出する。我々の法案では、消費税の廃止が本年一〇月一日から実施されることとなるため、それに伴って二年度一般会計歳入で二兆〇一七六億円の減収となるが、その財源対策を含んだ予算組替えを要求する。

3 今、わが国経済における最優先課題は、ゆとりと潤いのある生活を実現することである。そのため二年度予算は、消費税廃止と福祉、教育、労働、農業・中小企業、環境などに係る施策に一層重点を置いた予算とする必要がある。

以上の観点に立つて、政府予算案の組替え

を求める。

II 組替え要求の内容

1 消費税廃止をするとする税制改正

(1) 消費税の廃止 (▲二兆〇一七六億円)

消費税の廃止を二年十月一日から実施すること

(2) 消費税廃止の財源対策を中心とした税制改正

(九〇二八億円)

税制再改革が実施されるまでの暫定的財源確保措置として、二年十月一日より次の税制改正を実施すること。

① 有価証券譲渡益課税のみなし譲渡利益率を七%（現行五%）に引き上げること。

② 有価証券取引税の税率を株券等の第二種については〇・四%（現行〇・三%）とするなど税率の引き上げを行うこと。

③ 物品税は、旧課税品目を対象とし、全体の税率区分を四〇一〇%の四段階で復元すること。

④ 酒税は、消費税分を従量方式に上乗せした税率調整を行うこと。

⑤ たばこ税は、消費税分を従量方式に上乗せした税率調整を行うこと。

⑥ 通行税は基本税率を五%（旧一〇%）、離島相互間又は離島・本土間については三%（旧五%）として復元すること。

(1) 福祉・医療関係

2 福祉・医療関係

(九四〇億円)

- ⑦ 入場税は、税率を五%（旧一〇%）として復元すること。

老齢福祉年金を月額二万九〇五〇円から三万円に引き上げるとともに、関連する諸手当等もそれに見合つて引き上げること。

(2) 在宅福祉

ホームヘルパーを増員するとともに、ホームヘルパー派遣事業、デイ・サービス事業、ショートステイ事業等について、補助単価をそれぞれ倍額に引き上げること。

(3) 成人病予防検診

（七五億円）成人病予防検診の対象人数を二四〇万人

（政府案一九〇万人）に増やすこと。

④ 難病対策 (一一億円) 難病に対する公費負担の対象を拡大すること。

⑤ 教育関係 【一九三億円】

(1) 国立学校等授業料 (一七億円) 三年四月入学者から実施される国立学校等の授業料の引き上げを中止し、それに伴う国立学校特別会計の歳入減については、一般会計からの繰入増によつて補填すること。

⑥ 税収見積りの是正 (九一四八億円)

近年の税収実績、元年度補正予算における税収の増額修正及び最近の税収状況等を勘案し、二年度税収見積りを是正すること。

⑦ 在日留学生対策 (一〇億円) 留学生給与単価の引き上げ、私費留学生等経常費助成費補助を増額すること。

(2) 私立学校助成 (一五六億円) 私立大学等経常費補助及び私立高等学校等経常費助成費補助を増額すること。

⑧ 学習奨励費枠の拡大、私費留学生授業料減

免の拡充等を図ること。

(4) 海外子女・帰国子女教育 (一〇億円)

日本人学校等への派遣教員の増員、日本人学校の増設、帰国子女受入体制の充実、海外子女教育活動の助成等を図ること。

(2) 農産物輸入自由化対策 (四六三億円)

(1) 果実及び果実製品の輸入自由化に伴う国内産加工原料用果実の価格に及ぼす影響に対処するため、果樹農業振興特別措

置法を改正し、都道府県果実生産出荷一定基金協会が交付する特定加工原料果実

についての生産者補給金に充てるための生産者補給交付金等を国が交付する制度を創設すること。

(2) 牛肉の自由化による国産牛肉価格の影響を緩和するため、畜産農家に対する補助を実施すること。

- (2) 廃棄物対策 (五億円)
ごみ減量化促進対策事業、省資源・省エネルギー、生活雑排水対策を推進すること。
- (3) 都市緑化対策 (三五億円)
公園事業、都市における環境保全対策を拡充すること。

4 労働関係

(1) 高齢者雇用 (二〇億円)

シルバー人材センターを各都道府県二カ所ずつ増設すること。

(2) 高年齢者キャリアセンターを全指定都市に一ヵ所ずつ設置し、五ヵ所増設すること。

* なお、二年度の一般会計予算には直接係らないが、育児休業法の制定、労働時間短縮等を推進すること。

5 中小企業・農業関係

(四九三億円)

(1) 中小企業対策

(三〇億円)

① 中小企業による地域特性を生かした産業の創造が、地域経済の発展に欠かせない現状に鑑み、中小企業による地域産業

の創造に対する支援を強化すること。
② 都道府県が実施する地域の商業振興に関する綱領づくりや、中小商業のソフト事業について助成を拡充すること。
③ 中小企業の人手不足対策、流通対策にに対する助成を強化すること。

6 土地・住宅関係

(三一〇億円)

(1) 土地利用計画法の改正 (一〇億円)

国土利用計画法を改正し、土地取引に係る規制区域指定の要件緩和等を実施し、そ

の事務費を計上すること。

- (1) 消費税廃止に伴う消費税影響額分の節減 (▲五〇〇億円)
(2) 予備費の縮減 (▲一五〇〇億円)
(3) その他不要不急経費の減額 (▲一〇〇六億円)

- [注] (1)組替え要求は、國の一般会計歳出歳入予算案に係る項目と金額を示している。

9 不要不急経費の節減等

(▲三〇〇六億円)

(2)▲は、歳入、歳出の減額を示す。

7 環境対策関係

(一七〇億円)

(1) 地球環境保全

(一三〇億円)

地球環境保全のための国際協力・支援を拡充するとともに、地球温暖化問題等に関する研究を総合的に推進すること。また、自然エネルギー研究を進めること。

予算組替え要求による 一般会計歳入歳出予算 の増減

		(単位：億円)
		(歳入)
1	消費税廃止	▲二〇、一七六
2	代替財源対策	九、〇二八
3	納税環境の整備	二、〇〇〇
4	税収見積りの是正	九、一四八
		(歳出)
1	福祉・医療関係	九四〇
2	教育関係	一九三
3	労働関係	二〇
4	中小企業・農業関係	四九三
5	土地・住宅関係	三一〇
6	環境対策関係	一七〇
7	公務員給与改善	八八〇
8	不要不急経費の節減等	▲三、〇〇六

(注) ▲は減額を示す。

以上の結果、一般会計予算総額に変更はない。

一、四月十九日付で四党より御要求のあつた件については、党内において再三にわたり真剣に協議いたしました。

また、予算委員会における審議を通じて各党の御意見は十分承っております。しかしながら、平成二年度予算は、内需を中心とした景気の持続的拡大の維持に配慮するとともに、真に必要な財政需要に適切に対応しつつ歳出の徹底した見直し・合理化に取り組むこと等により、特例公債依存体質からの脱却を実現し、公債依存度の引下げを図ることとして編成したものであり、最善の予算と考えております。

二、税制については、消費税の創設を含む先般の税制改革は、進展しつつある高齢化社会を展望し、すべての人々が社会共通の費用を公平に分かち合うとともに、税負担が給与所得に偏ることなどによる国民の重税感、不公平感をなくすことを目指したものであります。この改革によつてもたらされる安定的な税体系こそが安心して暮らせる福祉社会をつくる基礎となるものと確信し

ております。税制改革全体は正しい選択であったと考えています。

消費税については、国民各層の御指摘を踏まえ、消費税の見直し法案が国会に提出されており、これを最善と確信しております。消費税は、現在及び将来の我が国にとって不可欠の税制でありますので、消費税廃止といったことではなく、あくまでも存続・定着という前提に立つてこの見直し法案の十全な御審議を賜りたいと考えます。

なお、消費税廃止に伴う代替財源等として提案のあつた内容については、様々な不公平が指摘されていた個別間接税の復活など種々問題があると考えております。

三、一般歳出の各経費については、あらゆる分野にわたり、限られた財源の重点的・効率的な配分に努めたところであります。特に、福祉社会、教育、環境問題等、四党からの御要求にある国民生活に關係の深い施策については、与党としてもこれら施策の重要性を認識し、重点的に配慮しているところであり、特例公債依存体質脱却という

平成二年度予算案に対する組替え 共同要求についての回答

今日の状況の下において最善をつくしたものです。

なお、御要求には不要不急経費の節減という項目が示されていますが、平成二年度予算は特例公債依存度から脱却を実現し、公債依存度の引下げを図るため歳出の徹底した見直し、合理化に取り組んだところであり、現時点において不要不急の経費として減額可能な経費はないと考えます。

四、また、現在、本予算の成立が例年に比べて大幅に遅れており、これ以上本予算の成立が遅延することとなれば、国民生活・国民経済に悪影響が生ずることが懸念されるところであり、一日も早い成立が望まれるところであります。もとより

五、以上を踏まえまして、今回の四党の御要請に応じ難いところであります。もとより議会政治の在り方として与野党間で政策について議論をつくしていくことは極めて重要なことであり、今後とも与野党間で対話を続けてまいりたいと考えます。

野党各党におかれでは、我が党の考え方を諒とせられ、予算の早期成立に御理解をいただきたいと考えます。

平成二年四月二十七日

もう一つの日本と世界

—21世紀への社会経済転換計画—

私たちの選択

内 容

I もう一つの生活、もう一つの日本と世界を

II 社会経済の転換・われわれの設計図

(i) 転換のための七つの目標

- 新しい豊かさ・生活の質の向上
- 豊かな社会・人間の都市をつくる
- 新しい産業政策・産業構造の展望
- 財政・税制・金融政策の方向を定める
- 世界に貢献する日本・グローバルな視点に立つ経済政策
- 平和・軍縮の象徴となる日本
- 豊かな人間性と文化の社会

(ii) 社会経済転換計画をすすめるプロセス
—二段階・二つの中期五カ年計画—

- 21世紀への改革の前提条件
- 第一段階・中期五カ年計画の基本的考え方
- 豊かな社会への七つの改革プラン

III 国民の力が社会を変える

リクルート、不公平税制……
こうした歪んだ政治や社会を
変えるために

発売中！

日本社会党政策審議会
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
TEL 03 (581) 5111 内線 3880-4
FAX 03 (502) 5857

「政策資料」 購読のお知らせ

社会党の政策の全てがわかる

本書の活用で地域政策づくりを！

土井たか子委員長

あらたな政治や社会をつくる
世界と共に生き
きる日本の現実は可能なのか。
私たち社会党は、(本店「免許にあたって」から)

会員の「もう一つの日本と世界(21世紀へ
の社会経済転換計画)」は、その一つの回答です。
国政の場で、地域社会のなかで、そして世界との交流の場で検討されることを願ってや
みません。(本店「免許にあたって」から)

定価 一部E100円・送料五一円
年間購読料 四二〇〇円(前納)
ご送金は左記へお願ひいたします。

郵便振替 東京8-180821又は
大和銀行 衆議院支店 普通0203888

「日本社会党政策審議会」

特集

II 育児休業法関係

一九九〇・四・一〇

四党共同の「育児休業法案」の提出について

日本社会民主党
公明党
社会民主連合
参議院

一、日本社会党、公明党、民社党、社会民主連合の四党と連合参議院は、本日、共同の「育児休業法案」を参議院に提出した。

(一) 四党共同法案の骨格は、
(二) この法律は、男女全労働者を対象とし、子をもつ労働者は、その子が一歳になるまでの間、父母のいずれか一方が、育児休業することを保障される。

(二) 育児休業をする労働者には、その期間中、賃金の六割相当の育児休業手当の支給を受けることが保障される、

(三) 手当の支給に必要な財源は、すべての労働者、事業主及び国が、それぞれ三分の一ずつ負担する。

(四) 育児休業をする労働者には、休業終了後、原職または原職に相当する職に復帰することが保障される、

——というものであり、これによつて、子をもつ労働者の負担の軽減と継続雇用の促進が図られることになる。

理由とする不就業の後に再び労働力となることができるようにするため、「可能な「すべての措置」をとるよう要求している。

わが国では、一九八六年四月から、いわゆる男女雇用機会均等法が施行されているが、これは、政府・自民党が、五年前の六月、同法案に対する労働団体や婦人団体などの厳しい批判を無視し、その切実かつ正当な要求をふみにじり、われわれ四党が共にして提案した「男女雇用平等法案」を否定して、強引に成立させたものであつて、その目的及び基本理念において「職業生活と家庭生活の調和を図る」ことをうたいつても、育児休業については、旧勤労婦人福祉法と全く同様に、事業主がこれを認めるよう努力すべきこととするにとどまつている。

本日、四党と連合参議院が共同して提出した「育児休業法案」は、いわば、このような「不備」を補う意味をもつものである。

一、欧米諸国では、早くから育児休業制度あるいは親休暇制度がもうけられているが、わが国では、今日、義務教育諸学校等の女子教育職員や国公立の医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等について、無給の育児休業が法制度化されているのみで、育児休業制度を設けている民間企業は、きわめて少なく、その結果、わが国における育

児休業制度の普及率は、一九・二%にとどまっている。

このため、現状では、大半の女子労働者は育児と職業を両立させるため過大な負担を耐えしのぐか、育児のためやむなく退職するかの選択を迫られており、妊娠または出産により退職する者が三一・四%にのぼっている。

一、四党共同の「育児休業法案」によれば、労働者には、父母のいずれか一方が、子が一歳になるまで育児休業をすることが保障されるだけでなく、労働者及び事業主がそれぞれ毎月百円程度を負担することによって、育児休業をした労働者に対し、賃金の六割相当額の収入が保障されるから、子を養育する責任のある労働者の負担は、かなり軽減されることになろう。

この結果、結婚を契機に退職し、家事専従となることを選ぶ女子労働者はともかく、妊娠または出産により退職する女子労働者の割合は、現状の三一・四%から二割程度に減り、平均八割程度の女子労働者が、毎月平均九万円ないし十万円程度の育児休業手当の支給を受けつつ、平均八カ月程度の育児休業をすることになるものと、われわれは推計している。

一、昨秋発表された労働省の調査結果で、就労継続に必要な条件・制度として既婚女子

労働者がトップにあげているのは育児休業制度であることが明らかになっている。また実際、労働団体が四党共同育児休業法案の可決成立を求める請願署名運動でも約五〇〇万の署名が集められ、昨年十一月十六日に国会に提出されている。

われわれは、昨年七月の参議院通常選挙の結果を踏まえ、昨年の第一一六回臨時国会において、こうした労働者の切実な願いに応え、早急に一般的な育児休業の法制度化を実現するため、一致して、自民党に対し、一般的な育児休業の法制度化に応じるよう迫り、その結果、この問題について与野党が協議できる場として、参議院社会労働委員会内に「育児休業問題に関する小委員会」が設置され、また、自民党においても党内に検討機関が設置され、検討が開始されることになった。その後自民党は、先般の衆議院総選挙に際し、育児休業制度について「法的整備を含め、実効ある措置を講じる」旨公約するに至つたことは、周知のとおりである。（後掲の自民党関係資料1及び2参照——編集部）

われわれは、こうした自民党の対応について、われわれの結束した取組みの成果として一定の評価をしつつも、今回の共同法案の提出を契機に、改めて自民党に対し、引き続き共同法案に対する意見または独自

の法案を早急に取りまとめるよう、強く迫つていくこととしており、それを受けて、男女労働者の切実な願いをできるだけ早期に実現する立場から、与野党間で法制化すべき育児休業制度の具体的な内容について合意が得られるよう全力を挙げたいと考えている。

〔自民党関係資料 1〕

育児休業問題等の検討を進めるに当たつての基本的な考え方

(中間的とりまとめ)

1 育児休業制度等の必要性

我が国に広くみられる雇用慣行や働く人々の能力や経験を引き続ぎ生かせるということなどを考へると働き続けることができる休業制度の意義は大きいものであり、その必要性については、次のように考えられる。

(1) 育児休業制度の必要性

働く女性がその能力と経験を中断することなく継続して生かせるような環境作りを進めることが基本的に必要であるが、加えて親と子供との十分なふれあいは子供の健やかな発達に資するものであり、育児休業制度は、両親、特に母親が自分の手で子供を育てたいという希望がかなえられるものであること、また、人

我が国社会において大きな役割を果たしている女性が、男性とともに、職業生活と家庭生活との調和を図りつつその能力と経験を生かして働く、女性が働きやすい社会をめざし、環境作りを進めることは重要な政策課題である。二十一世紀には我が国が超高齢化社会になると予測されており、女性の活力を社会に生かすことは、我が国経済の活性化にも寄与するものと考えられ

る。このため、本小委員会では、働く女性の職業生活と家庭生活との調和を図る「環境作り」の基本的課題として育児休業制度の確立等を中心とした育児及び介護に関する諸問題の検討を進めてきたが、このたびこれらの問題に対する基本的な考え方について次のような中間的なとりまとめを行つた。今後は、この考え方を踏まえて、女性や企業などの多様なニーズに対応できるよう、具体的な検討を更に進めていくこととする。

2 必要とされる諸措置の内容

育児休業制度の確立を中心に、次のような制度等を普及促進するため、法的整備を含め、実効ある措置を講ずる。

(1) 育児休業制度を確立すること。

(2) 介護休業制度の普及促進を図ること。
(3) 育児や介護のために職場をやめた人の再雇用制度の普及促進を図ること。

(4) 育児や介護をしながら働く人への勤務時間等の配慮を進めること。

また、育児代行者、介護補助者についての情報提供や人的サービスの提供に関する総合的サポートシステムを構築すること。

3 諸措置の推進を検討するに当たつて配慮すべきこと

上記の諸措置を検討するに当たつては、女性や企業などのニーズを十分に踏まえる必要があるが、特に中小零細企業については、その実態をも配慮して検討を進める必要がある。

(2) 介護休業制度の必要性

今後の高齢化社会の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が急増することが予測されてい

るが、介護に中心的に携わっている者は女性がほとんどであり、介護のために仕事をやめたたり、勤務先や勤務条件を変えた女性がかなりの数にのぼっている。また、家族に介護されたいと望んでいる人が多く、親を介護したいとする子供の気持ちを実現することができることなどから、介護休業制度が必要である。

自民党『第三十九回衆議院議員総選挙・わが党の公約』（一九九〇・一・二五付発行）（抜粋）

育児休業法（案）

目次

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 育児休業（第四条～第十五条）
- 第三章 育児休業手当（第十六条～第五十条）
- 二条 罰則（第五十三条～第五十五条）

附則

第一章 総則

- 一 労働者 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。
- 二 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者をいう。
- 三 賃金 労働基準法第十二条に規定する賃金をいう。

（適用除外）

- 第三条 この法律は、一月以内の期間を定めて雇用される労働者については、適用しない。

第二章 育児休業

- 第一条 この法律は、育児休業について最低の基準を定めて、子を養育する労働者に育児休業を保障するとともに、育児休業をする労働者に対して育児休業手当を支給する（育児休業）

- ことにより、労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図り、もつて労働者の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めます。

- 1 雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保対策の推進
- 2 女性の就業に関する援助対策の強化
- 3 働く女性の職業生活と家庭生活との調和が図れるよう、法的整備を含め、実効ある措置を講じます。具体的には、育児休業制度の確立に向けてさらに一層努力するとともに、介護休業制度および育児や介護のために職場をやめた人の再雇用制度の普及促進を図ります。また、育児代行者、介護補助者についての情報提供や人的サービスの提供に関する総合的就業サポートシステムを構築します。

3 パートタイム労働対策の推進

- パートバンクの増設、パートサテライトの設置、能力開発の推進、雇用労務管理改善に向けた指導、援助等総合的パートタイム労働対策を推進します。また、パート減税の推進に努めます。

るところによる。

当該子を養育するための休業（以下「育児休業」という。）を請求することができ
る。

一 請求した労働者が父である場合にあつては母が、請求した労働者が母である場合にあつては父がその請求に係る子について育児休業をする期間

二 請求した労働者が父である場合にあつては母が、請求した労働者が母である場合にあつては父が職業に就いていない期間及びこれに準ずる期間として政令で定める期間（負傷、疾病その他やむを得ない理由によりその請求に係る子を養育することができない期間並びに出産の日後五十六日間及び出産の予定日前四十一日（多胎妊娠の場合にあつては、六十九日）から出産の日までの期間を除く。）

2 前項の請求は、一の期間を定めてしなければならない。

3 第一項の請求は、特別の事情があるときを除き、一回に限る。

4 使用者は、労働者が第一項の請求をしたときは、拒んではならない。

5 前項の規定にかかわらず、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず延長されない場合に終期となる日からさかのぼって一月以内の日に第一項の請求をした場合には、その請求を拒むことができる。

6 前条の規定による育児休業をする労働者は、使用者に対し、育児休業の期間の短縮を請求することができる。

（育児休業の終了）

第六条 第四条の規定による育児休業は、当該育児休業をする労働者が産前の休業を始て一月以内の日に第一項の請求をした場合には、育児休業の始まる日をその請求の

あつた日から一月以内の日でその請求に係る日よりも後の日とすることができます。

（育児休業の期間の変更）

第五条 前条の規定による育児休業をする労働者は、当該育児休業の請求に係る子が一歳に達する日までの期間を限度として前条第一項各号に掲げる期間を除く期間について、使用者に対し、育児休業の期間の延長を請求することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の請求について準用する。

3 使用者は、労働者が第一項の請求をしたときは、拒んではならない。

4 前項の規定にかかわらず、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず延長されない場合に終期となる日からさかのぼって一月以内の日に第一項の請求をした場合には、その請求を拒むことができる。

5 前条の規定による育児休業をする労働者は、使用者に対し、育児休業の期間の短縮を請求することができる。

（不利益取扱いの禁止及び原職復帰）

第六条 使用者は、第四条の規定による育児休業を理由として、労働者に対し、次項に規定する配置換の場合を除いて、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 使用者は、第四条の規定による育児休業を理由として、その育児休業の期間中に労働者を配置換した場合には、その育児休業の終了の日の翌日までに、原職又は原職に相当する職に復帰させなければならない。

（この法律違反の契約）

第七条 この法律で定める基準に達しない育児休業について定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準による。

該育児休業の請求に係る子を養育しなくなつたとき、又は第四条第一項第二号の期間が開始したときは、終了する。

第九条 使用者は、昇給、退職手当等について勤務した期間に基づいて算定する定めをする場合において、第四条の規定による育児休業をした労働者が業務に復帰したときは、当該労働者の育児休業の期間の少なくとも二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして取り扱わなければならぬ。

2 使用者は、第四条の規定による育児休業をした労働者が業務に復帰した場合における賃金、配置、昇進等に関する処遇について、同一の事業場における同種の労働者との均衡を失すことのないよう適切な配慮を行わなければならない。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第十一条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この章の規定の実施に関する事務をつかさどる。

第十二条 労働基準監督官は、この章の規定

に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定による司法警察員の職務を行う。

(報告等)

第十三条 都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この章の規定を実施するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、必要な報告又は出頭を命ずることができる。

(立入検査)

第十四条 労働者は、使用者にこの章の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(労働者の申告)

第十五条 労働者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(船員に関する特例)

第十六条 船員法（昭和二十二年法律第二百号）第一条に規定する船員に関しては、この章に規定する都道府県労働基準局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、地方運輸局長（海運監理部長を含む。）又は船員労務官が行うものとし、この章中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

第三章 育児休業手当

(育児休業手当の支給要件)

第十七条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、第四条の規定による育児休業を始めた後、遅滞なく、その受給資格について、公共職業安定所長の認定を受けなければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の認定をした受給資格者に対し、当該認定に係る第四条の規定による育児休業の期間について、手当を支給する。

(手当の日額)

第十八条 手当の日額は、賃金日額に百分の六十を乗じて得た額を基準として、労働大臣が定める手当日額表における受給資格者の賃金日額の属する賃金等級に応じて定められた金額とする。

(賃金日額)

第十九条 賃金日額は、育児休業の始まる日前六月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、次の各号のいずれかによつて計算した金額を下つてはならない。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の六十

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額の合算額

2 前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。

3 前二項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。

一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間

二 産前産後の女子が労働基準法第六十五条の規定によつて休業した期間

三 女子の船員が船員法第八十七条の規定によつて勤務に従事しない期間

四 第四条の規定によつて育児休業をする期間

五 使用者の責めに帰すべき事由によつて休業した期間

六 試みの使用期間

4 第一項の賃金の総額には、臨時に支払われた賃金及び三月を超える期間ごとに支払われる賃金並びに通貨以外のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないものは算入しない。

(支給方法)

5 賃金が通貨以外のもので支払われる場合、第一項の賃金の総額に算入すべきものの範囲及び評価に関し必要な事項は、労働省令で定める。

6 雇入後六月に満たない者については、第一項の期間は、雇入後の期間とする。

7 前各項の規定により賃金日額を算定することが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した賃金日額が著しく不当であるときは、労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とする。

(手当の減額)

第二十条 受給資格者が手当の支給期間に係る賃金を受ける場合には、その賃金の基礎となつた日数（以下この条において「基礎日数」という。）分の手当の支給については、次の各号に定めるところによる。

1 その賃金の一日分に相当する額（賃金の総額を基礎日数で除して得た額をいう。以下この条において同じ。）が賃金日額未満であるとき。賃金日額からその賃金の一日分に相当する額を控除した額の百分の六十に相当する額に基礎日数を乗じて得た額に該当する場合には、第一項の規定による

を支給する。

二 その賃金の一日分に相当する額が賃金日額以上であるとき。基礎日数分の手当を支給しない。

(支給方法)

第二十一条 手当は、労働省令で定めるところにより、手当を支給すべき事由の発生した日から一月に一回、その直前の一月の日分を支給するものとする。

(未支給の手当)

第二十二条 受給資格者が死亡した場合において、その者に支給されるべき手当でまだ支給されていないものがあるときは、その者の配偶者婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。（子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の當時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の手当を請求することができる。）

2 前項の規定により、受給資格者が死亡したため第十七条第一項の認定を受けることができなかつた期間に係る手当の支給を請求する者は、労働省令で定めるところにより、当該受給資格者について同項の認定を受けなければならない。

3 第一項の受給資格者が、第二十条の規定に該当する場合には、第一項の規定による

未支給の手当の支給を受けるべき者は、労働省令で定めるところにより、同条の賃金の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

4 第一項の規定による未支給の手当の支給を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

5 第一項の規定による未支給の手当の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してもした支給は、全員に対してもとのとみなす。

(支給の制限)

第二十三条 手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができ

(返還命令等)

第二十四条 偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した手当の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた手当の額に相当する額以下の金額を納

付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主が偽りの報告をしたためその手当が支給されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、その手当の支給を受けた者と連帶して、同項の規定による手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3 第四十一条及び第四十八条第三項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

(受給権の保護)

第二十五条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十六条 租税その他の公課は、手当として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

(掛金)

第二十七条 受給資格者は、第四条の規定による育児休業の終了その他の手当の支給を変更する事由が生じたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

(調査)

第二十八条 公共職業安定所長は、手当の支給を行うにつき必要があると認めるときは、受給資格者に対し、受給資格の有無、手当の額その他の事項に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は所属の職員にこれらの事項に關し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によって質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(費用の負担)

第二十九条 手当の支給に要する費用は、その三分の二に相当する額を次条に規定する掛金をもつて充て、その三分の一に相当する額を国庫が負担する。

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、手当に関する事務の執行に要する費用を負担する。

(掛金)

第三十条 政府は、手当の支給に要する費用に充てるため、年度（毎年四月一日から翌年三月三十日までをいう。以下同じ。）ごとに、事業主から掛け金を徴収する。

第三十一条 掛金の額は、賃金総額に次条の規定による掛け金率を乗じて得た額とする。

2 前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

(掛金率)

第三十二条 掛金率は、毎年度における手当に相当する額を当該年度における賃金の予想総額をもつて除して得た割合を基準として、労働大臣が定める。

(概算掛金の納付)

第三十三条 事業主は、毎年度、その年度に使用するすべての労働者に係る賃金総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（労働省令で定める場合にあっては、直前の年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額）に前条の規定による掛金率を乗じて算定した掛け金を、その掛け金の額

その他労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その年度の初日（年度の途中に事業を開始した日）から四十五日以内に納付しなければならない。

2 政府は、事業主が前項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、掛け金の額を決定し、これを事業主に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた事業主は、納付した掛け金の額が同項の規定により、事業主に対し、期限を指定して、その納付すべき掛け金の額を通知しなければならない。

(概算掛金の延納)

第三十六条 政府は、労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、その者が前三条の規定により納付すべき掛け金を延納させることができる。

5 事業主が納付した掛け金の額が第一項の掛

金の額（第三項の規定により政府が掛け金の額を、納付した掛け金がないときは

同項の規定により政府の決定した掛け金を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。

(増加概算掛け金の納付)

第三十四条 事業主は、前条第一項に規定する掛け金総額の見込額が増加した場合において労働省令で定める要件に該当するときは、その日から三十日以内に、増加後の見込額に基づく掛け金の額と納付した掛け金の額との差額を、その額その他労働省令で定めた事項を記載した申告書に添えて納付しなければならない。

(概算掛け金の追加徴収)

第三十五条 政府は、第三十二条に規定する掛け金率の引上げを行ったときは、掛け金を追加徴収する。

2 政府は、前項の規定により掛け金を追加徴収する場合には、労働省令で定めるところにより、事業主に対し、期限を指定して、

その納付すべき掛け金の額を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた事業主は、納付した掛け金の額が同項の規定により政府の決定した掛け金の額に足りないときは

その不足額を、納付した掛け金がないときは同項の規定により政府の決定した掛け金を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。ただし、労働省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

(確定掛け金)

第三十七条 事業主は、毎年度、その年度に

使用したすべての労働者に係る賃金総額に第三十二条の規定による掛け金率を乗じて算定した掛け金の額その他労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の年度の初日（年度の中途に事業を廃止し、又は終了した者については、当該事業を廃止し、又は終了した日。次項において同じ）から四十五日以内に提出しなければならない。

2 事業主は、納付した掛け金の額が前項の掛け金の額に足りないときはその不足額を、納付した掛け金がないときは同項の掛け金を、同項の申告書に添えて、次の年度の初日から四十五日以内に納付しなければならない。

3 事業主は、納付した掛け金の額が前項の申告書に添えて、次の年度の初日から四十五日以内に納付しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた事業主は、納付した掛け金の額が同項の規定により政府の決定した掛け金の額に足りないときは

その不足額を、納付した掛け金がないときは同項の規定により政府の決定した掛け金を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。ただし、労働省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

額を決定した場合には、その決定した額)を超える場合には、政府は、労働省令で定めるところにより、その超える額を次の年度の掛金若しくは未納の掛金その他この章の規定による徴収金に充当し、又は還付する。

(追徴金)

第三十八条 政府は、事業主が前条第四項の規定による掛金又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に百分の十を乗じて得た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による掛金又はその不足額を納付しならなくなつた場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する掛金又はその不足額が千円未満であるときは、同項の規定による追徴金を徴収しない。

3 第三十五条第二項の規定は、第一項の規定により追徴金を徴収する場合について準用する。

(口座振替による納付等)

第三十九条 政府は、事業主から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による掛金の納付をその預金口座又は貯金口座のあ

る金融機関に委託して行うことと希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認するに限り、その申出を承認することができ

る。第41条 政府は、前条第一項の規定により掛金の納付を督促したときは、掛金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日以前までの日数により計算した延滞金とその納期限とが同時に到来するものが労働省令で定める日までに納付された場合は、その納付の日が納期限後であるときににおいても、その納付は、納期限においてされたものとみなして、次条及び第四十一条の規定を適用する。

(督促及び滞納処分)

第四十条 掛金その他この章の規定による徴収金を納付しない者が、政府は、期限を指定して督促しなければならぬときは、同項の規定による追徴金を徴収しない。

2 前項の規定によつて督促するときは、政府は、期限を指定して督促しなければならぬ。

3 第三十五条第二項の規定は、第一項の規定によつて督促する場合について准用する。

4 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、掛金その他この章

の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(延滞金)

第四十一条 政府は、前条第一項の規定により掛金の納付を督促したときは、掛金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日以前までの日数により計算した延滞金とその納期限とが同時に到来するものが労働省令で定める日までに納付された場合は、その納付の日が納期限後であるときにいつき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる掛金の額は、その納付のあつた掛け金の額を控除した額とする。

2 前項の場合において、前二項の掛け金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3 延滞金の計算において、前二項の掛け金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前二項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに掛け金その他この章の規定による徴収金を完納した

とき。

二 納付義務者の住所又は居所がわからな

いため、公示送達の方針によつて督促し

たとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 掛金について滞納処分の執行を停止

し、又は猶予したとき。

五 掛金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第四十二条 掛金その他この章の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第四十三条 掛金その他この章の規定による徴収金は、この章に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(掛金の負担)

第四十四条 労働者は、掛金の額の二分の一の額を負担するのを原則とする。

2 労働者の負担すべき掛金の額は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める掛金額表によつて計算する。

3 事業主は、当該事業に係る掛金の額のうち当該掛金の額から前項の規定による労働者の負担すべき額を控除した額を負担するものとする。

(賃金からの控除)

第四十五条 事業主は、労働省令で定めると

ころにより、前条第二項の規定による労働者の負担すべき額に相当する額を当該労働者に支払う賃金から控除することができ

る。この場合において、事業主は、掛金控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該労働者に知らせなければならない。

(不服申立て)

第四十六条 手当の支給に関する処分又は第

二十四条第一項若しくは第二項、第三十三

条第二項若しくは第三十七条第三項の規定

による処分について不服がある者は、異議申立てをすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第四十七条 前条に規定する処分又は掛金その他のこの章の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての

審査請求に対する労働大臣の裁決又は当該処分についての異議申立てに対する労働大臣の決定を経た後でなければ、提起するこ

とができる。

(時効)

第四十八条 手当の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第二十四条第一項又は第二項の規定により納付すべきことを命ぜられた金額を徴収する権利並びに掛金その他のこの章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過し

たときは、時効によつて消滅する。

2 手当の支給に関する処分又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定による処分についての不服申立ては、時効の中斷に関し

ては、裁判上の請求とみなす。

3 政府が行う掛金その他この章の規定によ

る徴収金の徴収の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号) 第百五十

三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(報告等)

第四十九条 労働大臣は、この章の規定を実施するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業主又は労働者に対し、必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

(立入検査)

第五十条 労働大臣は、この章の規定を実施するため必要があると認めるときは、所属の職員に、事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

2 前項の場合において、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

第五十一条 この章に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を公共職業安定所長に委任することができる。

(労働省令への委任)

第五十二条 この章に規定するもののほか、この章の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

第四章 賞罰

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の徴役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第四項の規定に違反して育児休業の請求を拒んだ者

二 第五条第三項の規定に違反して育児休業の期間の延長の請求を拒んだ者

三 第五条第六項の規定に違反して育児休業の期間の短縮の請求を拒んだ者

四 第八条第一項又は第十四条第二項の規定に違反して解雇その他不利益な取扱いをした者

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しな

かつた者

二 第十三条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第四十九条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せしめず、若しくは虚偽の文書を提出した者

四 第四十九条の規定による出頭をしなかつた者(事業主を除く)

五 第五十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から

施行する。

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医

療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の廃止)

第二条 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)は、廃止する。

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(以下「旧法」という。)第三条の規定による育児休業の許可を受けた者及び旧法第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等で旧法第三条に規定する育児休業の許可に相当する取扱いを受けたものについては、なお従前の例による。

2 旧法第十五条の規定により臨時的に任用されている者の取扱いについては、なお従前の例による。

(労働基準法の一部改正)

第四条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「左の」を「次の」

に、同項第三号中「責」を「責め」に改め、同項に次の一号を加える。

五 育児休業法（平成二年法律第

号）第四条の規定によつて育児休業を

した期間

第三十九条第七項中「及び産前産後」を

「、産前産後」に改め、「よつて休業し

た期間」の下に「及び労働者が育児休業法

第四条の規定によつて育児休業をした期

間」を加える。

第九十八条第二項中「賃金の支払の確保

等に関する法律（昭和五十一年法律第三十

四号）」の下に「、育児休業法」を、

「地方労働基準審議会は賃金の支払の確保

等に関する法律」の下に「、育児休業

法」を加える。

（船員法の一部改正）

第五条 船員法の一部を次のように改正す

る。

第七十四条第二項中「及び女子」を「、女子」に改め、「よつて勤務に従事しない期間」の下に「及び船員が育児休業法（平成二年法律第 号）第四条の規定によつて育児休業をした期間」を加える。

（国会職員法の一部改正）

第六条 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「労働安全衛生法

（昭和四十七年法律第五十七号）」の下に「の規定並びに育児休業法（平成二年法律第 号）第十条から第十四条まで、第四十九条、第五十条及び第四章の規定」を加え、「これらに基く」を「これらの規定に基づく」に改める。

第十九条、第五十条及び第四章の規定に

え、「これらに基く」を「これらの規定に基づく」に改める。

（国家公務員法の一部改正）

第七条 国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「及び船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）」を「、育児休業法（平成二年法律第 号）第十条から第十四条まで、第四十九条、第五十条及び第四章の規定」に、「こ

れらに基く」を「これらの規定に基づく」に改める。

（昭和四十二年法律第六十一号）の規定に

に、「法律に基いて」を「規定に基づいて」に改める。

（地方公務員法の一部改正）

第八条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正す

る。

第五十八条第二項中「労働安全衛生法第

九十二条の規定」を「育児休業法（平成二年法律第 号）第十一一条、第四十九条及び第五十条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定」に改め、「労働基準法第二条の規定」の次に「、育児休業法第十一

条の規定」を加え、同条第四項中「労働安全衛生法」を「育児休業法、労働安全衛生法」に、「基く」を「基づく」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第九条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一百八条中「及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」を「、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）並びに育児休業法（平成二年法律第六十号）第十条から第十四条まで、第四十九条、第五十条及び第四章の規定」に、「これらに基く」を「これらの規定に基づく」に改める。

（一般職の職員の給与等に関する法律の一

部改正）

第十条 一般職の職員の給与等に関する法律

（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を

次のように改正する。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四

条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の

一条を加える。

（育児休業をする者の給与）

第二十四条 育児休業法（平成二年法律第 号）第四条の規定により育児休業

をする職員には、いかなる給与も支給しない。

附則第七項から第十項までを削り、附則

第十一項を附則第七項とし、附則第十二項を附則第八項とし、附則第十三項を附則第九項とする。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第十二条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の次に次の二条を加える。

(育児休業をする者の給与)

第二十六条の二 育児休業法(平成二年法律第

号) 第四条の規定により育児休業をする職員には、いかなる給与も支

給しない。

第二十七条の見出し中「国家公務員災害補償法等」を「国家公務員災害補償法」に

改め、同条第一項中「並びに義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福

祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第

十一条」を削り、「国家公務員災害補償法の規定中」を「同法の規定中」に改める。

附則第十六項を削り、附則第十七項を附則第十六項とする。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十二条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項に次の二号を加える。

五 育児休業法(平成二年法律第
号) 第四条の規定によって育児休業を

した日

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第十三条 地方公務員災害補償法(昭和四十
二年法律第二百二十一号)の一部を次のように
に改正する。

第二条第六項に次の二号を加える。

五 育児休業法(平成二年法律第
号) 第四条の規定によって育児休業を

した日

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第十四条 国家公務員退職手当法(昭和二十
八年法律第二百八十二号)の一部を次のように
に改正する。

第七条第四項中「うちに」の次に「育児
休業法(平成二年法律第
号) 第四条
の規定による育児休業、」を加える。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第十五条 私立学校教職員共済組合法(昭和
二十八年法律第二百四十五号)の一部を次

のように改正する。

第十四条第三項中「義務教育諸学校等の
女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設

等の看護婦、保母等の育児休業に関する法
律(昭和五十年法律第六十二号)第二条に

規定する義務教育諸学校等の女子の教育職
員又は医療施設、社会福祉施設等の看護

婦、保母等に該当する者で、同法に規定す
る育児休業の許可に相当する取扱いを受
け」を「育児休業法(平成二年法律第
号) 第四条の規定による育児休業をし

に改め、「取扱いの」を削る。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部
改正)

第十四条第三項中「義務教育諸学校等の
女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設
等の看護婦、保母等の育児休業に関する法
律(昭和五十年法律第六十二号)第二条に
規定する義務教育諸学校等の女子の教育職

員又は医療施設、社会福祉施設等の看護

婦、保母等に該当するもののうち、同法に
規定する公務員の場合における育児休業の
事由に相当する事由により、同法に規定す

る公務員の場合における育児休業の許可に
相当する取扱いを受け」を「育児休業法
(平成二年法律第
号) 第四条の規定
による育児休業をし」に改め、「取扱い
の」を削る。

第十七条 社会福祉施設職員退職手当共済法

(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「義務教育諸学校等の

女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)に規定する育児休業に相当する休業」を「育児休業法(平成二年法律第号)第四条の規定による育児休業」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項に次の一号を加える。

十四 育児休業法(平成二年法律第

号)第四十四条第二項の規定により

負担する掛金

(社会保険労務士法の一部改正)

第十九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の十五の次に次の一号を加える。

二十の十六 育児休業法(平成二年法律第号)

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正)

第二十条 雇用の分野における男女の均等な

機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「女子労働者について」の下に「育児休業法(平成二年法律第号)に規定する育児休業を実施するほか」を加え、同条第二項中「育児休業」を「育児に関する便宜の供与」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第二十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条の二を次のように改める。

第六条の二 削除

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第二十二条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第二十三条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三号を削る。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第二十六条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「定」を「定め」に、第三号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、第六号を削る。

(地方公営企業法の一部改正)

第二十四条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第六条第二項、第十二条及び附則第二項」を削る。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第二十五条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号を削る。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第二十六条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三号を削る。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 この法律の施行の際現に旧法第十五条第一項の規定により臨時的に任用さ

れている者については、改正前の公立義務

教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第十七条第三号の規定は、

この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第二十八条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三号を削る。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 この法律の施行の際現に旧法第一項の規定により臨時的に任用されている者については、改正前の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第二十三条第三号の規定は、この法律の施行後も、なお、その効力を有する。

(労働省設置法の一部改正)

第三十条 労働省設置法(昭和二十四年法律第一百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十号中「賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)」の下に「育児休業法(平成二年法

律第 号)」を加える。

第五条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 育児休業法に基づいて、育児休業手当の掛金を徴収すること。

第五条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 育児休業法に基づいて、使用者又は労働者に必要な事項を報告させ、又は出頭させること。

第七条第一項及び第八条第一項中「賃金の支払の確保等に関する法律」の下に「育児休業法」を加える。

第十条第一項中「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の下に「、育児休業法」を加える。

(政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するもののかか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理 由

子を養育する労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図り、もって労働者の福祉の増進に資するため、育児休業について最低の基準を定めるとともに育児休業をする労働者に対して育児休業手当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由であ

る。

この法律施行に要する経費は、平年度約四百四十億円の見込みである。

この法律施行に要する経費

育児休業法案要綱

日本社会民主党
公明党
社会民主連合
社会参議院

第一 目的

この法律は、育児休業について最低の基準を定めて、子を養育する労働者に育児休業を保障するとともに、育児休業をする労働者に対して育児休業手当を支給することにより、その労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図り、もって労働者の福祉の増進に資することを目的とするものとすること。
〔第一条関係〕

第二 定義及び適用関係
1 この法律において「労働者」、「使用者」又は「賃金」とは、労働基準法に規定する労働者、使用者又は賃金をいうものとすること。
〔第二条関係〕
2 この法律は、一月以内の期間を定めて

雇用される労働者については適用しないものとすること。
〔第三条関係〕

第三 育児休業

1 労働者は、その子が一歳に達するまでの期間を限度として次に掲げる期間を除く期間について、その子を養育するため休業（以下「育児休業」という。）を請求することができ、使用者はこの請求を拒んではならないものとすること。
〔第四条第五項関係〕

第四 育児休業の期間の変更等

1 労働者は、第三の1に規定する期間の範囲内で育児休業の期間の延長を請求することができ、使用者はこの請求を拒んではならないものとすること。
〔第五条第一項及び第三項関係〕

- 30 -

の子を養育することができない期間及び産後八週間・産前六週間（多胎妊娠の場合は十週間）を除く）

2 育児休業の請求は、一日の期間を定めしなければならず、特別の事情があるときは除き、一回に限るものとすること。
〔第四条第二項及び第三項関係〕

3 1の規定にかかわらず、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず育児休業を始めようとする日からさかのぼって一月以内の日に育児休業の請求をした場合には、育児休業の始まる日を育児休業の請求に係る日よりも後の日で労働者の請求に係る日よりも後の日とすることができるものとすること。
〔第四条第五項関係〕

1 労働者は、第三の1に規定する期間の範囲内で育児休業の期間の延長を請求することができ、使用者はこの請求を拒んではならないものとすること。
〔第五条第一項及び第三項関係〕
2 育児休業の期間の延長の請求については、第三の2の規定を準用するものとすること。
〔第五条第二項関係〕
3 1の規定にかかわらず、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず延長されない場合に終期となる日からさ

かのぼつて一月以内の日に延長の請求をした場合には、その請求を拒むことができるものとすること。〔第五条第四項関係〕

〔係〕

4 労働者は、育児休業の期間の短縮を請求することができ、使用者はこの請求を拒んではならないものとすること。〔第五条第五項及び第六項関係〕

5 育児休業は、労働者が産前休暇を始めたとき若しくは出産したとき、その子が死亡したとき、その子を養育しなくなつたとき、又は他の一方が家事専従等になつたときは、終了するものとすること。

〔第六条関係〕

第五 この法律違反の契約

この法律で定める基準に達しない育児休業について定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準によるものとすること。〔第七条関係〕

〔第六条関係〕

第六 この法律違反の契約

この法律で定める基準に達しない育児休業について定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準によるものとすること。〔第八条関係〕

2 使用者は、育児休業を理由として、育児休業の期間中に労働者を配置換した場合には、育児休業の終了の日の翌日まで

に、原職又は原職に相当する職に復帰させなければならないものとすること。〔第十一条関係〕

〔八条第二項関係〕

第七 育児休業の期間の取扱い

1 使用者は、勤続期間に基づいて昇給、退職手当等を算定する定めをする場合に

おいて、育児休業をした労働者が業務に復帰したときは、育児休業の期間の少なくとも二分の一に相当する期間を引き続ぎ勤務したものとみなして取り扱わなければならぬものとすること。〔第九条第一項関係〕

2 使用者は、育児休業をした労働者が業務に復帰した場合における賃金、配置、昇進等に関する待遇について、同一の事業場における同種の労働者との均衡を失すことのないよう適切な配慮を行わなければならぬものとすること。〔第九条第一項関係〕

2 使用者は、1の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとすること。〔第十四条第二項関係〕

〔第八条関係〕

第八 監督

1 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律（育児休業手当に関する部分を除く。）の施行に関する事務をつかさどるものとすること。〔第十条関係〕

2 使用者は、育児休業を理由として、育児休業の期間中に労働者を配置換した場合には、育児休業の終了の日の翌日まで

よる司法警察員の職務を行うものとすること。〔第十一条関係〕

〔十三条及び第十三条関係〕

第九 労働者の申告

1 労働者は、使用者にこの法律（育児休業手当に関する部分を除く。）の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができるものとすること。〔第十四条第一項関係〕

2 使用者は、1の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとすること。〔第十六条第一項関係〕

〔第十一条関係〕

第十 育児休業手当の支給等

1 労働者が第三の1による育児休業をする場合に、その育児休業をする期間について、育児休業手当（以下「手当」という。）を支給するものとすること。〔第十六条第一項関係〕

2 手当の支給を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、その受給資格について、公共職業安定所長の認定を受けなければならぬものとすること。〔第十七条第一項関係〕

3 手当の日額は、労働基準法第十二条に規定する平均賃金に相当する額（賃金日額）の百分の六十に相当する額とするものとすること。（第十八条及び第十九条関係）

4 労働者が育児休業の期間中に賃金を受ける場合の手当については、その賃金の一日当たりの金額が賃金日額未満であるときは賃金日額からその一日当たり金額を控除した額の百分の六十に相当する額を支給し、その賃金の一日当たりの金額が賃金日額以上であるときは支給しないものとすること。（第二十条関係）

5 手当は、一月に一回支給するものとすること。（第二十一条関係）

第十一 返還命令等

1 不正行為により手当の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した手当の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該不正行為により支給を受けた手当の額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができるものとすること。

〔第二十四条第一項及び第三項関係〕

2 1の場合において、事業主が偽りの報告をしたためその手当が支給されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、その手当の支給を受けた者と連帶し

て、1の規定による手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができるものとすること。（第二十四条第二項及び第三項関係）

第十二 費用の負担

1 手当の支給に要する費用は、その三分の一に相当する額を労働者及び事業主がそれぞれ半額ずつ負担する掛金をもつて充て、その三分の一に相当する額を国庫が負担するものとすること。（第二十九条第一項、第三十条及び第四十四条関係）

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとすること。（第二十九条第二項関係）

第十三 掛金の徴収等

1 政府は、事業主から掛金を徴収するものとし、事業主は、掛金を納付する義務を負うものとすること。（第三十条、第三十三条から第三十五条まで及び第三十七条関係）

（なお、この法律の施行に要する費用は、平年度約四百四十億円の見込みである。）

2 1の掛け金の額は、毎年度、事業主がその雇用する労働者に支払う賃金の総額（賃金総額）に、手当の支給に必要とされる金額を見込んで労働大臣が定める掛け率を乗じて得た額とするものとすること。

〔第三十一条及び第三十二条関係〕

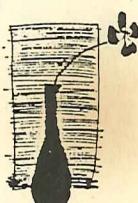
3 掛金その他この法律の規定による徴収

金の徴収については、労働保険の保険料の徴収の例によるものとすること。（第三十三条から第四十三条まで及び第四十五条から第四十八条まで関係）

第十四 報告の徴収等

労働大臣又は公共職業安定所長に、この法律（育児休業手当に関する部分に限る。）の施行に必要な範囲内において、報告徴収及び立入検査の権限を認めるものとすること。（第二十八条及び第四十九条から第五十二条まで関係）

第十五 罰則及び関係法律の整備その他この法律の施行に必要な規定を定めること。（第十五条、第二十二条、第二十三条、第二十一条から第二十七条まで、第五十三条から第五十五条まで及び附則関係）



四党共同育児休業法案要綱新旧対照

旧

第一 目的

この法律は、育児休業について最低の基準を定めて、子を養育する労働者に育児休業を保障するとともに、育児休業をする労働者に対して育児休業手当を支給することにより、その労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図り、もつて労働者の福祉の増進に資することを目的とするものとすること。

第一 目的

この法律は、育児休業について最低の基準を定めて、子を養育する労働者に育児休業を保障するとともに、育児休業をする労働者に対して育児休業手当を支給することにより、その労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図り、もつて労働者の福祉の増進に資することを目的とするものとすること。

新

第二 定義及び適用関係

- この法律において「労働者」、「使用者」又は「賃金」とは、労働基準法に規定する労働者、使用者又は賃金をいうものとすること。
- この法律は、一月以内の期間を定めて雇用される労働者については適用しないものとすること。

第二 定義及び適用関係

- この法律において「労働者」、「使用者」又は「賃金」とは、労働基準法に規定する労働者、使用者又は賃金をいうものとすること。
- この法律は、一月以内の期間を定めて雇用される労働者については適用しないものとすること。

第三 育児休業

- 労働者は、その子が一歳に達するまでの期間のうち次に掲げる期間を除く期間について、その子を養育するための休業（以下「育児休業」という。）を請求することができ、使用者はこの請求を拒んではならないものとすること。
- 共働きであつて他の一方が育児休業をする期間

第三 育児休業

- 労働者は、その子が一歳に達する日までの期間を限度として次に掲げる期間を除く期間について、その子を養育するための休業（以下「育児休業」という。）を請求することができ、使用者はこの請求を拒んではならないものとすること。
- 共働きであつて他の一方が育児休業をする期間

- 二 他的一方が家事専従等のときでその子と同居する期間
 (病気等やむを得ない事由によりその子を養育することができない期間及び産後八週間・産前六週間(多胎妊娠の場合は十週間)を除く)
- 2 労働者は、一歳未満の子が二人以上ある場合には、前項各号の期間についても、請求することができるものとすること。
- 3 育児休業の請求は、一の期間を定めなければならず、特別の事情があるときを除き、一回に限るものとすること。
- 4 使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず育児休業を始めようとする日からさかのぼって一月以内の日に育児休業の請求をした場合には、育児休業の始まる日を育児休業の請求のあつた日から一月以内の日で労働者の請求に係る日よりも後の日とすること。
- とができるものとすること。

第四 育児休業の期間の変更

- 1 労働者は、第三の第1項に規定する期間の範囲内で育児休業の期間の延長を請求することができ、使用者はこの請求を拒んではならないものとすること。
- 2 | 前項の規定にかかるはず、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず延長されない場合に終期となる日からさかのぼって一月以内の日に延長の請求をした場合には、その請求を拒むことができるものとすること。
- 3 | 育児休業の期間の延長の請求については、第三の2の規定を準用するものとすること。
- 4 労働者は、育児休業の期間の短縮を請求することができ、使用者はこの請求を拒んではならないものとすること。

第四 育児休業の期間の変更等

- 二 他的一方が家事専従等のときでその子と同居する期間
 (病気等やむを得ない事由によりその子を養育することができない期間及び産後八週間・産前六週間(多胎妊娠の場合は十週間)を除く)
- 2 | 育児休業の請求は、一の期間を定めてしなければならず、特別の事情があるときを除き、一回に限るものとすること。
- 3 | 1の規定にかかるはず、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず育児休業を始めようとする日からさかのぼって一月以内の日に育児休業の請求をした場合には、育児休業の始まる日を育児休業の請求のあつた日から一月以内の日で労働者の請求に係る日よりも後の日とすること。
- とができるものとすること。

5 前項の規定にかかわらず、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず請求どおりに短縮された場合に終期となる日からさかのぼつて一月以内の日に短縮の請求をした場合には、終期となる日を短縮の請求のあつた日から一月以内の日で労働者の請求に係る日よりも後の日とすることができるものとすること。

第五 この法律違反の契約

この法律で定める基準に達しない育児休業について定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準によるものとすること。

第六 不利益取扱いの禁止及び原職復帰

1 使用者は、育児休業を理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとすること。
2 使用者は、育児休業を理由として、育児休業の始まる日から育児休業の終了の日までに労働者を配置換した場合には、育児休業の終了の日の翌日までに、原職又は原職に相当する職に復帰させなければならないものとすること。

第七 育児休業の期間の取扱い

育児休業の期間の二分の一に相当する期間は、労働条件その他の処遇については、引き続き勤務したものとみなすものとすること。

第六 不利益取扱いの禁止及び原職復帰

1 使用者は、育児休業を理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとすること。
2 使用者は、育児休業を理由として、育児休業の期間中に労働者を配置換した場合には、育児休業の終了の日の翌日までに、原職又は原職に相当する職に復帰させなければならないものとすること。

第五 この法律違反の契約

この法律で定める基準に達しない育児休業について定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準によるものとすること。

5 育児休業は、労働者が産前休暇を始めたとき若しくは出産したとき、その子が死亡したとき、その子を養育しなくなつたとき、又は他の一方が家事専従等になつたときは、終了するものとすること。

行わなければならぬものとすること。

第八 監督

- 1 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律（育児休業手当に関する部分を除く。）の施行に関する事務をつかさどるものとすること。
- 2 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察員の職務を行うものとすること。
- 3 労働基準監督官等に報告徴収及び立入検査の権限を認めるものとすること。

第八 監督

- 1 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律（育児休業手当に関する部分を除く。）の施行に関する事務をつかさどるものとすること。
- 2 労働基準監督官は、この法律（育児休業手当に関する部分を除く。）の規定に違反する罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察員の職務を行うものとすること。
- 3 労働基準監督官等に報告徴収及び立入検査の権限を認めるものとすること。

第九 労働者の申告

- 1 労働者は、使用者にこの法律の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができるものとすること。

- 2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとすること。

第九 労働者の申告

- 1 労働者は、使用者にこの法律（育児休業手当に関する部分を除く。）の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができるものとすること。

- 2 使用者は、1の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとすること。

第十 育児休業手当の支給等

- 1 労働者が育児休業をする場合に、その育児休業をする期間について、育児休業手当（以下「手当」という。）を支給するものとすること。

- 2 手当の支給を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対し、支給の申請をするものとすること。

第十 育児休業手当の支給等

- 1 労働者が第三の1による育児休業をする場合に、その育児休業をする期間について、育児休業手当（以下「手当」という。）を支給するものとすること。

- 2 手当の支給を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、その受給資格について、公共職業安定所長の認定を受けな

と。

3 手当の日額は、労働基準法第十二条に規定する平均賃金に相当する額に百分の六十を乗じて得た額とするものとすること。

ければならないものとすること。
3 手当の日額は、労働基準法第十二条に規定する平均賃金に相当する額（賃金日額）の百分の六十に相当する額とするものとすること。

4 労働者が育児休業の期間中に賃金を受ける場合の手当について
は、その賃金の一日当たりの金額が賃金日額未満であるときは賃
金日額からその一日当たり金額を控除した額の百分の六十に相当
する額を支給し、その賃金の一日当たりの金額が賃金日額以上で
あるときは支給しないものとすること。

5 手当は、一月に一回支給するものとすること。

第十一 返還命令等

1 不正行為により手当の支給を受けた者がある場合には、政府は、
その者に対して、支給した手当の全部又は一部を返還することを
命ずることができ、また、当該不正行為により支給を受けた手当
の額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができ
るものとすること。

2 前項の場合において、事業主が偽りの報告をしたためその手当
が支給されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、そ
の手当の支給を受けた者と連帶して、同項の規定による手当の返
還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる
るものとすること。

第十一 返還命令等

1 不正行為により手当の支給を受けた者がある場合には、政府は、
その者に対して、支給した手当の全部又は一部を返還することを
命ずることができ、また、当該不正行為により支給を受けた手当
の額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができ
るものとすること。

2 1の場合において、事業主が偽りの報告をしたためその手当が
支給されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、そ
の手当の支給を受けた者と連帶して、1の規定による手当の返還又
は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる
ものとすること。

第十二 費用の負担

1 手当の支給に要する費用は、その三分の二に相当する額を労働
者及び事業主がそれぞれ半額ずつ負担する掛金をもって充て、そ
の三分の一に相当する額を国庫が負担するものとすること。
2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、手当に関する事務の執行に

第十二 費用の負担

1 手当の支給に要する費用は、その三分の二に相当する額を労働
者及び事業主がそれぞれ半額ずつ負担する掛金をもって充て、そ
の三分の一に相当する額を国庫が負担するものとすること。
2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、手当に関する事務の執行に

要する費用を負担するものとすること。

要する費用を負担するものとすること。

第十三 挂金の徴収等

- 1 政府は、事業主から掛金を徴収するものとし、事業主は、掛金を納付する義務を負うものとすること。
- 2 前項の掛金の額は、毎年度、事業主がその雇用する労働者に支払う賃金の総額（賃金総額）に、手当の支給に必要とされる金額を見込んで労働大臣が定める掛け率を乗じて得た額とするものとすること。
- 3 挂金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、労働保険の保険料の徴収の例によるものとすること。

第十四 報告の徴収等

労働大臣又は公共職業安定所長に、この法律（育児休業手当に関する部分に限る。）の施行に必要な範囲内において、報告徴収及び立入検査の権限を認めるものとすること。

第十五 罰則及び関係法律の整備その他この法律の施行に必要な規定を定めること。

（なお、この法律の施行に要する費用は、平年度約四百四十億円の見込みである。）

第十三 挂金の徴収等

- 1 政府は、事業主から掛金を徴収するものとし、事業主は、掛金を納付する義務を負うものとすること。
- 2 1の掛金の額は、毎年度、事業主がその雇用する労働者に支払う賃金の総額（賃金総額）に、手当の支給に必要とされる金額を見込んで労働大臣が定める掛け率を乗じて得た額とするものとすること。
- 3 挂金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、労働保険の保険料の徴収の例によるものとすること。

第十四 報告の徴収等

労働大臣又は公共職業安定所長に、この法律（育児休業手当に関する部分に限る。）の施行に必要な範囲内において、報告徴収及び立入検査の権限を認めるものとすること。

第十五 罰則及び関係法律の整備その他この法律の施行に必要な規定を定めること。

（なお、この法律の施行に要する費用は、平年度約四百四十億円の見込みである。）

育児休業制度の必要経費再試算

日本社会党労働政策委員会

I 制度の骨子

- 1 男女全労働者を対象とし、「選択・有給・原職復帰」を原則とする育児休業制度を設ける。
- 2 この制度を利用する者には、賃金の六割相当額を支給し、その財源に充てるため労使は毎月一定額を拠出するとともに、国は支給額の三分の一（及び事務費）を負担するものとする。

II 必要経費試算

- 1 財源について
基本的考え方は「Iの2」のとおり。
- 2 対象（「常用」労働者）について
〔略〕
- 3 試算に当たつて用いた推定数値
 - ① 育児休業利用率（八〇%）について
〔略〕
 - ② 平均利用期間（八カ月）について

③ 出産者の「雇用継続率」（八二・五%）
労働省婦人局の「母性保護等の概況—昭和六三年」によれば、妊娠婦に占める妊娠又は出産による退職者の割合は三一・四%であるが、育児休業を法制度化した場合、これらの退職者の中から、退職せず雇用を継続する者が出てくることが、当然、予想される。

そこで、これらの退職者（一〇〇・〇%）のうち退職時期が産前休業前（四九・九%）及び産前休業中（五・七%）の者は別として、産後休業中（七・六%）及び産後休業後（三六・八%）の者については、育児休業制度を利用することによつて雇用を継続するものとして試算することとした。

④ 試算に当たつて用いた統計調査数値
① 性別年齢階級別常用雇用者（常雇）数
（非農林業）

	男	女	男女計
十五歳…二十一歳	二五万人	二三万人	二〇六万人
二十二歳…二十六歳	二九万人	二七万人	二五五万人
二十七歳…三十一歳	三三万人	二九万人	三〇六万人
三十二歳…三十六歳	三六万人	三三万人	三三九万人

四%×（三・四%）／一〇〇・〇＝一三・九%が、育児休業の法制度化により、出

産による退職をしないことになるものと推定した。

従つて、出産者の「雇用継続率」は、一〇〇・〇%－（三・四%－一三・九%）＝八二・五%となる。

なお、この制度は男女いずれが利用してもよいものではあるが、男女両性を対象とする育児休業制度最先進国のスウェーデンの場合でも、男子の「全日休暇型」育児休業利用者に占める割合は一割にも満たず（労働時間短縮型）育児休業利用者に占める割合でも四分の一定程度でしかない）〔注〕、わが国ではこの制度が発足しても、実際には、なお当分の間は男子の利用率はかなり低いものと予想されるため、本試算では女子が利用するものとして計算している（特に給付額）。

〔注〕古橋エツ子「スウェーデンの育児保障制度」
〔早稻田法学〕第64巻第4号〔一九九一〕

○育児休業給付に係る費用及び財源	(単純平均給付月額 \parallel 九万零三〇円) \times 二千人
(1) 年齢階級別一人平均受給総額	四〇～四九 $\cdots\cdots\cdots$ 一七万零七〇〇円 \times 〇・六 \parallel 一〇万零三〇〇円
二〇～二九 $\cdots\cdots\cdots$ 一七万零六〇〇円 \times 〇・六 \parallel 一〇万零三〇〇円	五〇～五九 $\cdots\cdots\cdots$ 一七万零六〇〇円 \times 〇・六 \parallel 一〇万零三〇〇円
三〇～三九 $\cdots\cdots\cdots$ 一七万零六〇〇円 \times 〇・六 \parallel 一〇万零三〇〇円	六〇～六九 $\cdots\cdots\cdots$ 一七万零六〇〇円 \times 〇・六 \parallel 一〇万零三〇〇円
(2) 年間給付総額(年間必要予算総額)	七〇～七九 $\cdots\cdots\cdots$ 一七万零六〇〇円 \times 三千人 \parallel 二億零九〇〇円 \times 三千人
試算結果	八〇～八九 $\cdots\cdots\cdots$ 一七万零六〇〇円 \times 三千人 \parallel 二億零九〇〇円 \times 三千人
掛金を負担すれば、賃金の六割を保障する	九〇～九九 $\cdots\cdots\cdots$ 一七万零六〇〇円 \times 三千人 \parallel 二億零九〇〇円 \times 三千人
育児休業制度を維持することができる。	一〇〇～一九九 $\cdots\cdots\cdots$ 一七万零六〇〇円 \times 三千人 \parallel 二億零九〇〇円 \times 三千人
6	この場合、出産後も働き続ける女子労働者の割合は八割強にのぼるものと予想され、このうち約八割が毎月平均九万六〇〇円程度の育児休業手当を受給しつつ平均約八カ月の休業をとるものと見込まれる。 なお、労働者(及び使用者)の負担を(年間の)賃金に応じた定率負担とすれば、 ① 每月支払われる賃金…… ② 年間賞与等 ③ 育児休業利用者一人当たり平均受給月額(加重平均) ④ 労働者一人当たり平均年間必要負担額 ⑤ 年間国庫負担額 ⑥ 労働者の負担月額(=使用者の負担月額)
労使双方がそれぞれ毎月一〇〇円程度の掛金を負担すれば、賃金の六割を保障する	(男)九万零二〇〇円 (女)七万零二〇〇円 労働省「賃金構造基本統計調査」(昭和63年6月) ○円程度の育児休業手当を受給しつつ平均約八カ月の休業をとるものと見込まれる。 なお、労働者(及び使用者)の負担を(年間の)賃金に応じた定率負担とすれば、 ① 每月支払われる賃金…… ② 年間賞与等 ③ 育児休業利用者一人当たり平均受給月額(加重平均) ④ 労働者一人当たり年間賃金総額 ⑤ 年間国庫負担額 ⑥ 労働者の負担月額(=使用者の負担月額)
年間給付総額(年間必要予算総額)	(男)九万零二〇〇円 (女)七万零二〇〇円 労働省「賃金構造基本統計調査」(昭和63年6月) ○円程度の育児休業手当を受給しつつ平均約八カ月の休業をとるものと見込まれる。 なお、労働者(及び使用者)の負担を(年間の)賃金に応じた定率負担とすれば、 ① 每月支払われる賃金…… ② 年間賞与等 ③ 育児休業利用者一人当たり平均受給月額(加重平均) ④ 労働者一人当たり年間賃金総額 ⑤ 年間国庫負担額 ⑥ 労働者の負担月額(=使用者の負担月額)
試算結果	(男)九万零二〇〇円 (女)七万零二〇〇円 労働省「賃金構造基本統計調査」(昭和63年6月) ○円程度の育児休業手当を受給しつつ平均約八カ月の休業をとるものと見込まれる。 なお、労働者(及び使用者)の負担を(年間の)賃金に応じた定率負担とすれば、 ① 每月支払われる賃金…… ② 年間賞与等 ③ 育児休業利用者一人当たり平均受給月額(加重平均) ④ 労働者一人当たり年間賃金総額 ⑤ 年間国庫負担額 ⑥ 労働者の負担月額(=使用者の負担月額)
掛金を負担すれば、賃金の六割を保障する	(男)九万零二〇〇円 (女)七万零二〇〇円 労働省「賃金構造基本統計調査」(昭和63年6月) ○円程度の育児休業手当を受給しつつ平均約八カ月の休業をとるものと見込まれる。 なお、労働者(及び使用者)の負担を(年間の)賃金に応じた定率負担とすれば、 ① 每月支払われる賃金…… ② 年間賞与等 ③ 育児休業利用者一人当たり平均受給月額(加重平均) ④ 労働者一人当たり年間賃金総額 ⑤ 年間国庫負担額 ⑥ 労働者の負担月額(=使用者の負担月額)
育児休業制度を維持することができる。	(男)九万零二〇〇円 (女)七万零二〇〇円 労働省「賃金構造基本統計調査」(昭和63年6月) ○円程度の育児休業手当を受給しつつ平均約八カ月の休業をとるものと見込まれる。 なお、労働者(及び使用者)の負担を(年間の)賃金に応じた定率負担とすれば、 ① 每月支払われる賃金…… ② 年間賞与等 ③ 育児休業利用者一人当たり平均受給月額(加重平均) ④ 労働者一人当たり年間賃金総額 ⑤ 年間国庫負担額 ⑥ 労働者の負担月額(=使用者の負担月額)

この場合、出産後も働き続ける女子労働者の割合は八割強にのぼるものと予想され、このうち約八割が毎月平均九万六〇〇円程度の育児休業手当を受給しつつ平均約八カ月の休業をとるものと見込まれる。

なお、労働者（及び使用者）の負担を（年間の）賃金に応じた定率負担とすれば、

① 每月支払われる賃金……
(男) 元万六〇〇円 (女) 一六万九五〇円

(2) 年間賞与等
(男) 九万七〇〇円 (女) 八万三七〇〇円
労働省「賃金構造基本統計調査」

（昭和63年6月）
第一回
第三回
（金言語証券会社）

③ 一人当たり年間賃金総額
(①×12+②……推計)

④ 労働者(常用労働者)全体の年間賃金総額(男)155万1000円(女)125万500円

額
男……五五万一千〇〇〇円×二千五五万人

女……二五三万七〇〇〇円×一三八万人
|| 三兆六千四億五〇〇〇万円

三兆九千四億二千萬田
一兆六〇八億七〇〇万田

⑤ 掛金率 (年間労使負担総額÷年間賃金総額)

(三一八億二千三百万円×2/3)+
一委兆六〇八億七六〇万円

二八三億〇九三八万円

十二兆六〇〇億七〇〇万円
二・五九／1000

つまり、労働者（及び使用者）の負担率
（＝掛金率の1／2）は、高く見積もつても
一〇〇〇分の〇・三程度になる。

一九九〇・五・一一

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入に
あつては、その性質に従つて款及び項に、
歳出にあつては、その目的に従つて項に区
分する。

（予算の作成及び提出）

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予
算を作成し、一般会計の予算とともに、国
会に提出しなければならない。

育児休業手当特別会計法（案）

（設置）

第一条 育児休業法（平成二年法律第
号）に規定する育児休業手当に関する経理
を明確にするため、特別会計を設置し、一
般会計と区分して経理する。

金の返還金、借入金の償還金及び利子、一
時借入金の利子、掛金の徵収及び育児休業
手当の支給に関する事務取扱費その他の諸
費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予定計算書の作成及び送付）

第四条 労働大臣は、毎会計年度、この会計
の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣
に送付しなければならない。

（管理）

第二条 この会計は、労働大臣が、法令で定
めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、育児休業法第
三十一条の規定に基づき徵収される掛金、同
法第二十九条の規定による一般会計からの
受入金、積立金からの受入金、積立金から
生ずる収入、借入金及び附属雑収入をもつ
てその歳入とし、育児休業手当給付費、掛

第七条 この会計において、育児休業手当給
付費及び掛金の返還金を支弁するため必要
があるときは、この会計の負担において、
借入金をすることができる。

（借入金）

第八条 この会計において、支払現金に不
足があるときは、この会計の負担において、
一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替
えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金
は、当該年度の歳入をもつて償還しなけれ
ばならない。

（借入金及び一時借入金の借入れ及び償還
の事務）

第九条 第七条の規定による借入金及び前条
第一項の規定による一時借入金の借入れ及

び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十一条 第七条の規定による借入金の償還金及び利子並びに第八条第一項の規定による

一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十二条 労働大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該年度の損益計算書及び貸借対照表
並びに当該年度末における積立金明細表
(歳入歳出決算の作成及び提出)

二 債務に関する計算書

第十三条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項の書類を添付しなければならない。

(剩余金の処理等)
第十三条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じたときは、

これを積立金として積み立て、不足を生じたときは積立金から補足するものとする。

(積立金の歳入への繰入れ)

第十四条 この会計の積立金は、育児休業手当給付費及び掛金の返還金を支弁するため必要があるときは、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

(国庫負担金の過不足の調整)

第十五条 この会計において、毎会計年度一般会計から受け入れた金額が、当該年度における育児休業法第二十九条の規定による

国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同条の規定による国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは翌々年

度までに一般会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに一般会計から補てんするものとする。

(政令への委任)
附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、平成四年度の予算から適用する。

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条 中「労働保険特別会計」の下に

予算是、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 労働大臣は、前項の規定による繰返しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による総越しをしたときは、その経費については、財政法(昭和十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合には、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

第十八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)
附則

1 この法律は、公布の日から施行し、平成四年度の予算から適用する。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正)

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

「育児休業手当特別会計」を加える。

理由

育児休業法に規定する育児休業手当に関するす

一九九〇・五・一一

育児休業手当特別会計法案要綱

- 一 育児休業法に規定する育児休業手当に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理すること。
〔第一条関係〕
- 二 この会計は、労働大臣が管理すること。
〔第二条関係〕
- 三 この会計の歳入は、育児休業法の規定に基づき徴収される掛金、一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び利子、一時借入金の利子、掛金の徴収及び育児休業手当の支給に関する事務取扱費その他の諸費とすること。
〔第三条関係〕
- 四 その他予算及び決算の作成及び提出、借入金の借入れ、一時借入金の借入れ、剩余金の積立て、国庫負担金の過不足の調整、余裕金の預託等この会計の経理に必要な事項を定めること。
〔第四条～第十八条関係〕
- 五 この法律は、公布の日から施行し、平成四年度の予算から適用すること。
〔附則第一項関係〕
- 六 関係他法律について、所要の規定の整備を行うこと。
〔附則第二項関係〕



る経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一九九〇・四・六

日米構造協議「中間評価」についての談話

日本社会党政策審議会

会長 伊藤 茂

一、本日、日米構造協議の「中間評価」が発表された。双方の努力を多とするが、「展望なき妥協」といえよう。

これまでの国民生活軽視の自民党政治のツケが大きかつたことが明らかとなり、しかも、この間の交渉が国民に不透明で行われてきたことの問題も大きい。

談話

とするもので、地域の都市計画、地域住民の利益を考えても、今後に問題を残した。

一九九〇・四・一〇

一、独禁法に関しては、課徴金の引き上げなどにとどまった。わが党としては、公正な競争が行われるよう、先に提言した趣旨に立つて独禁法の改正強化に努力したい。

一、七月の最終報告に向けて更に協議が続けられることになるが、「外圧」でしぶしぶやるという手法を改め、二一世紀に向けたわが国の社会経済の大きなビジョンに基づいて、主体的な姿勢でアメリカとの協議に臨むべきことを強調したい。

日本社会党

書記長 山口鶴男

一、公共投資の「十カ年計画」など、わが党が先日提言した趣旨が盛り込まれたことは評価したい。ただ、量的拡大だけでなく、国民生活の質向上のための計画の重点、資金配分の在り方等の改善が前提となる。

一、焦点の大店法については、本来地方自治体の権限に委ねるべき出店調整について逆に通産省の行政指導を強化し、対応しよう

一、本日、第八次選挙制度審議会総会に、第一委員会（選挙区制等選挙制度の基本的あり方を検討）は、衆議院の総定数を五〇〇程度とし、小選挙区六割、比例区四割た。

第一委員会（選挙区制等選挙制度の基本的あり方を検討）は、衆議院の総定数を五〇〇程度とし、小選挙区六割、比例区四割た。

とする、いわゆる併立制の小選挙区比例代表制を導入することとし、第二委員会（政治資金制度のあり方及び腐敗行為の防止を徹底するための設置等を検討）は、政治資金集めのパーティを含む政治資金の調達についての規制、政治資金の公開と、違反者に対する公民権停止などの罰則の新設と選挙の腐敗行為に対する制裁、政治活動に対する公的助成等についての提言をしながら、政党法の制定を目指すものとしている。

二、第八次選挙制度審議会は、一昨年末、リクルート事件のケジメを問われた竹下内閣が構想した政治改革の提案にそつて、昨年六月宇野前総理の諮問をうけて設置されたものであり、今月末を目途として海部内閣に今回の両委員会のまとめた方向での内容の答申を行うものとされ、今後は、自民党政改本部を中心として具体案をつくり、次の通常国会への法案提出をめざす方針であると伝えられている。

しかし、自民党主導の「政治改革」は、所詮、自民党のための政治改革であって、国民の求める「政治改革」の期待に応えるものとは到底いえない。

第八次選挙制度審議会においても、第一委員会の議論の経過をふりかえれば、結局は自民党が望んだとおりの“はじめに小選挙区制ありき”ということであつたし、第

二委員会のまとめも、なお抽象的であり、かつ、きわめて不充分であつて、金権腐敗の政治を断つための実効性に乏しく、小選挙区制実現のために必要な「政党法」だけが浮き彫りにされている。

三、国民の政治不信解消のために必要な政治改革を目指すならば、その基本的視点として据えられねばならないのは、「自民党的立場」ではなく有権者たる国民の立場である。今日的な国民の関心のマトは、第一に「一票の格差の是正」による選挙権の平等の確保であり、第二はリクルート事件などによって汚染された政治の徹底的な浄化である。

今回の両委員会がまとめたとされる最終報告において、六一年国勢調査の確定値発表後直ちに定数の抜本は正が行われねばならないとの国会決議までなされているテーマであると伝えられている。

われわれは、議会制度百年を迎える今年こそ国民の期待に応える政治改革を実現すべきであると考える。定数の抜本的は正を行ひ、さらに政治の浄化に実効性のある政治資金規制法の改正、政治倫理法制定のために全力を尽くす決意である。

一九九〇・四・二六

談話

日本社会党
書記長 山口鶴男

一、本日、第八次選挙制度審議会から海部總理への答申が行われた。この答申は、定数

マに、全くふれられていないのはきわめて遺憾であり、致命的な欠陥があるといわねばならないし、第二委員会の提言内容によつて政界浄化が実現することなどは、ほとんど期待できない。

自民党の「政治改革大綱」を受けて、宇野内閣が「中選挙区制に代わる選挙制度」を諮問したことに対する答申である。審議会の構成も、第七次までの審議会と異なり、その設置に際して政党関係者が排除された。その意味で、今次答申の内容は、自民党の党利党略を権威づけるものに過ぎない。従つてこの答申を錦のみ旗に「政治改悪」を進めることを認めるることはできな

い。

二、今次答申は、現行中選挙区制を「小選挙区制と比例代表制の並立式」に改め、小選挙区定数と比例区定数を六対四（三〇一議席、二〇〇議席）とするとするものである。この制度は、比例代表制を加味しているとはいうものの、基本的には小選挙区制といえよう。小選挙区制による議席比は「得票比の三乗に比例する」と言われるよう、比較第一党の自民党に一方的に有利な制度である。同時に、小数野党や無党派層を排除し、膨大な死票を生じさせ、少数意見を切り捨てることになる。

三、答申は、衆議院選挙のあり方についての基本的考え方として「政権交代の可能性」を強調している。しかし、答申通りの「小選挙区制比例代表制並立方式」の選挙制度が実施された場合は、容易に自民党の安定多数政権が実現することになろう。先の参

議院議員選挙における「定数一の選挙区選挙」での野党の勝利を例に挙げて「小選挙区制度による劇的な政権交代の可能性」を説く立場もあるが、しかしそれは「初めに小選挙区制ありき」との立場から後でつけた説明にすぎない。この時の野党の勝利は単に「定数一の選挙区選挙」だけでなく「定数三ないし四の選挙区」及び「比例代表区」においても大差の勝利を。

四、答申が、「小選挙区制比例代表制並立式」を採用した理由として、比例代表制や「小選挙区制比例代表制併用式」では小党分立となり、必然的に連立政権となる可能性が高いとの立場から、政権担当政党の選択が政党間の交渉事項となり国民の直接選挙にならないことが問題であるとしている。しかしながら我が国でも、国民の意思の多様化と多様な価値観が共存する成熟した社会になってきており、この結果、各種の選挙で五割以上の国民の支持を受ける政党は存在しなくなっている。今後もこの傾向は続くものとみなければならず、この民意を踏まえて、二大政党による政権交代だけではなく、ヨーロッパ型の連立・連合の政治も追求されねばならない。にもかかわらず、この連立（連合）政治を全く否定することを前提に選挙制度を考えることは、大きな誤りである。

五、答申によれば、小選挙区の人口の最低は鳥取県の三〇万人強であり、各選挙区間の格差を二倍以内とすることを原則とし、市区町村の区域は分割しないことを原則としている。このため、堺市や世田谷区など、人口が八〇万人前後の市や区では、当然、分割の方法に言及していない。まして、人口が五〇万、六〇万人程度の市や区では、区域の部分的な隣接地との併合の問題が生じる。こうした問題に原則を確立して答申が行われねば、当然、選挙区の境界についてゲリマンダーの問題が生じる。これでは選挙制度にさらに混乱を持ち込むだけと言わざるをえない。

六、今次の答申は、第一次、第二次そして第五次までの審議会答申が「企業献金の禁止」を求めていたのに対し、「政党に対する法人・団体の献金の許容」と原則を一八〇度転換させている。これが先の総選挙における自民党の財界への三〇〇億円献金要求と軌を一にするものであることは論を待たない。ここにも自民党の党利党略に迎合する第八次選挙制度審議会の姿勢が伺えるといえよう。国民の願いが「金権腐敗をなくすこと」、このための「企業献金禁止」であることは論を待たない。にもかかわらず、このことには全く触れることがなく、

「政党に限つて企業献金を容認する」との

答申を行つた第八次選挙制度審議会の見識

を疑わざるを得ない。

さらに、政治活動に関する公的助成につ

いては、わが党も提案しているところでは

あるが、答申はその形態として「政党法」

を示唆した。この「政党法」については、

先の選挙制度審議会第二委員会のまとめの

段階では、結社の自由との関係で憲法上の

問題もあるとして見送り論が多数を占めて

いたと伝えられていたところである。それ

が、その後の自民党からの強い要望で、こ

れが答申の中に復活したものである。ここ

にもまた自民党の党利党略への迎合がみら

れるのであり、極めて遺憾と言わねばなら

ない。

七、わが党は、政治腐敗の防止、一票の格差

は正など、国民に信頼される政治の実現を

めざして次のような諸改革に取り組みた

い。

1 一九八六年国会決議（一九八五年国勢

調査に基づき、中選挙区制を前提に、二

人区・六人区を廃止し、格差を二倍以内

とする）に基づく「定数是正」を早急に

実現すること。

2 先の国会に提案しながら解散総選挙で

廃案となつた「政治資金規正法改正案」

及び「政治倫理法案」の早期実現に努め

ること。

3 選挙の公営、政治活動への助成のあり

方について、慎重な検討を行うこと。

4 戦後四〇年余を経て、変転の激しい地

方議会の選挙のあり方について検討を進

め、改革の提案を行うこと。

5 「国民の意思が正しく反映すること」

「一票の格差を生まないこと」「死票を

一九九〇・四・一八

臨時行政改革推進審議会最終答申について（談話）

日本社会党
書記長 山口鶴男

に議論し、取り入れることを怠つたことに
第二臨調における行革、そして本答申の問
題点が浮き彫りにされている。

本來はじめて、また他の審議会において
も稀なる採決で決せられた。七人の委員は
国会の承認に基づいて就任したものであ
り、その七人の意見が一致を見ないまま答
申がまとめられるというのは極めて遺憾で
あり、委員から提示された修正意見を十分

生じないこと」という国民の期待に応
え、理論的には最もこの原則に忠実な比

例代表制を軸に、中長期的な選挙制度の
あり方を検討すること。

八、わが党は、政治倫理の確立、清潔な政治
の実現と民主主義を前進させるため、野党
各党との協力を強め、国民の求める政治改
革に全力をあげる決意である。

和に名を借り、新たな政治・行政腐敗をもたらしたことは、戦後最大の政権構造汚職であるリクルート疑惑をもつて明らかである。

新行革審がまず厳しく行うべきは、こうした国民の期待に反した行革の実態、その過ちを猛省し、国民のための行財政改革に向かって出直しを表明することであつたが、そうした姿勢が見られないことは大変残念である。

二、行財政改革の重要なキーワードは、「増税なき財政再建」であった。しかし、実際は消費税という公約違反の大増税が強行実施された。これに対して国民は明確にノーの意思表示を行い、国会は国民の意思に基づく新しい構成のもとで消費税廃止法案を参議院で可決した。しかし、新行革審は、「増税なき財政再建」という公約を踏みにじる政府の行為に対して何らの意思表明もせず、大蔵省の財政再建至上主義に手を貸したとすらいえる。

今日、新行革審は、二〇二〇年における国民負担率について五〇%を下回ることを目標としているが、政府が社会保障の全体像、具体的な計画も示さぬまま、国民の負担のみが上昇しているのが実態である。こうした点に何ら言及しないことは、行革は天の声とまでいわれ、審議会政治と

批判された臨調行革であるが、その実態が政府の代弁機関であつたと批判されても反論の余地はないのではないか。

三、国民は行政の転換を求めた。それは、あまりにも腐敗し、政界・官界・財界の癒着が行政を国民生活とかけ離れたものとしていたからに他ならない。しかし、リクルート獄によって国民の期待は完全に裏切られた。高級官僚の腐敗と業界との癒着は益々進行し、業界の利益が行政の指針とすらなっている。

臨調行革が進めてきた民活路線も電電公社、専売公社の民営化、国鉄の分割・民営化など経営効率を高めた反面、旧国鉄に示されるように雇用の問題や負債、安全問題など大きな問題を残し、NTT株価の暴落などの問題を引き起こしている。

国と地方の関係についても、国庫負担の地方への転嫁など財政秩序の乱れをもたらし、一方、臨時的ばらまきは行いつつも地域格差のは正については何ら有効な提言を行ふに至らず、その自治体連合構想も住民しようとしている。

四、今日、日米構造協議は愁眉の課題であるが、アメリカの対日要求の中には、我々が行財政改革の課題としてあげながら臨調・



農業者年金基金法の一部を改正する

法律案に対する附帯決議（案）

また、農業に専従する主婦等の年金への加入について引き続き検討すること。

五、離農給付金交付制度の運用に当たつては、離農者の農地が中核的農家の経営規模の拡大等農業構造の改善に資するよう十分配慮すること。

六、農業者年金に加入している農業生産法人構成員の厚生年金への移行については、その実態を踏まえ、これが円滑に行われるよう配慮すること。

七、年金事業の末端業務が円滑かつ的確に実施されるよう、農業委員会の役割りの明確化など業務執行体制の整備充実に努めること。

八、農業のもつ家族経営体としての特性等を考慮し、経営移譲年金の受給権者が死亡した場合における遺族年金等の実施については、次期財政再計算時を目途に検討すること。

右 決議する。

政府は、最近の農業・農村をとりまく厳しい情勢に対処し、本制度が農業者の老後の保障と農業構造の改善に十分な役割を發揮できるよう、左記事項の実現に努め、制度の長期にわたる安定的発展に遺憾なきを期すべきである。

記

三、今回の改正に伴う新給付体系への移行、経営移譲に係る分割移譲方式の導入等については、その趣旨を周知徹底し、運用に遺憾なきを期すること。

四、農業のもつ家族経営体としての特性等を考慮し、経営移譲年金の受給権者が死亡した場合における遺族年金等の実施については、次期財政再計算時を目途に検討すること。

一、農業構造の改善の一層の促進に資する観

点から、本年金の財政基盤を長期的に安定させるため、年金財政の動向等に応じて国庫から必要な額が助成されるよう十分配慮すること。

また、年金未加入者の加入促進について、一層の努力をすること。

二、保険料については、農家の負担能力の実情、本年金の政策年金としての性格等を踏まえ、過重負担にならないよう設定すること。

農業者年金基金法の一部を改正する

法律案に対する附帯決議（案）

政府は、最近の農業・農村を取り巻く厳しい情勢に対処し、本制度が農業者の老後の保

障

と農業構造の改善に十分な役割を發揮できるよう、次の事項の実現に努め、制度の長期にわたる安定的発展に遺憾なきを期すべきである。

一 農業構造の改善の一層の促進に資する観

点から、本年金の財政基盤を長期的に安定させるため、年金財政の動向等に応じて国庫から必要な額が助成されるよう十分配慮すること。

二 保険料については、農家の負担能力の実情、本年金の政策年金としての性格等を踏まえ、過重負担にならないよう設定すること。

三 今回の改正に伴う新給付体系への移行、経営移譲に係る分割移譲方式の導入等については、その趣旨を周知徹底し、運用に遺憾なきを期すること。

四 農業の持つ家族経営体としての特性等を考慮し、経営移譲年金の受給権者が死亡した場合における遺族年金等の実施については、次期財政再計算時を目途に鋭意検討すること。

また、農業に専従する主婦等の年金への加入について引き続き検討すること。

五 離農給付金交付制度の運用に当たっては、離農者の農地が中核的農家の経営規模

の拡大等農業構造の改善に資するよう十分配慮すること。

六 農業者年金に加入している農業生産法人構成員の厚生年金への移行については、その実態に即して行われるよう配慮すること。

七 年金事業の末端業務が円滑かつ的確に実施されるよう、農業委員会の役割の明確化など業務執行体制の整備充実に努めるこ

ト。

八 中山間地域農業の振興を図るとともに、担い手不足地域における円滑な経営移譲を図るため、農地保有合理化促進事業、農協による経営受託事業等各種の施策を強力に推進し、併せて、農業者年金基金への農地貸付けを適切に実施し、万全を期すること。

九 決議する。

談話

日本社会党
国際局長 井上一成

一、本日、長谷川法務大臣は、張振海容疑者の中国への引き渡し命令を発表したが、こ

の命令は、人権よりも外交を優先させたものであり、国際的な人権基準に照らしあわせてても認めることはできない。

一、わが党は、これまでハイジャック行為については、いかなる動機および理由があつても、断じて容認できないとの立場を堅持

してきた。今日も、この立場にいささかも変わりはない。

一、この事件の張振海容疑者は本人の主張と容疑者補佐人の提出した証拠、海外からの証人の証言などからみて、「政治亡命者」と判断される。にもかかわらず、長谷川法務大臣が人権擁護の観点を軽視した命令をだしたことは、きわめて遺憾である。

在日韓国・朝鮮人の戦後補償、

権利保障についての申し入れ

在日韓国・朝鮮人の法的地位等の問題は、通常の在日外国人の地位問題とは異なり、日本の植民地支配と言う歴史的な背景をもつてゐる。

わが国は、苦痛と損害を与えたかつての植民地支配について、真剣な反省と謝罪を行ない、これをふまえて在日韓国・朝鮮人等の生活と権利について補償と保障という立場から特段の措置を行なう義務を有する。昨春、竹下首相（当時）は、衆議院予算委員会において、深い反省と遺憾の意を表明したいとの発言をしたが、以来今日に至るまで関係改善のための実際的な政策も行動も示されていない。

われわれは、政府が、かつての植民地支配についての反省と謝罪を公式に表明すべきことを主張し要求する。また、国会としても、國權の最高機關として正式な決議の形でこれを行うことを検討したい。

なお、当面するいわゆる「九一年問題」を

はじめとする在日韓国・朝鮮人の具体的な地位等の問題については、以下のように対処すべきであり、これらの措置を総合的に立法化することを検討すべきである。

記

一、在日「三世」とその子孫に対して永住権を付与すること。

二、強制条項は、適用除外にすること。
三、再入国許可制度は、適用除外し、出入国

の自由を保障すること。

四、外国人登録における指紋押捺制度、外国人登録証明書の常時携帯・提示義務は、速やかに廃止すること。

五、サハリン韓国・朝鮮人問題については、再会支援策等をさらに拡大とともに永住帰国人の生活対策など速やかに抜本的解決をはかるとともに、補償措置を講ずること。

六、在韓被曝者等の福祉・医療援護・補償問

題については、速やかに抜本的改革をはかること。

七、戦争犠牲者援護立法から「国籍条項」を取り除くなどによつて、在日韓国・朝鮮人の対象者に対して補償を講ずる方途を検討すること。

八、国公立小中高校の教諭への採用については、国籍を問わず道を開き、地方自治体職員についても、行政職への採用を含めて、

原則として採用を可能とする方向で検討すること。

九、職業選択の自由を実質的に保障し、民間企業への就職について差別のなきよう施策を推進すること。

十、日本国内における定住外国人の民族教育を行う権利、民族教育をうける権利は、普遍的な人権の一つとして法的に確立し、保障するとともに、JR通学定期券等の差別を撤廃すること。

十一、地方自治体レベルの選挙権・被選挙権は、諸外国の立法例もかんがみ検討を進めること。

十二、すべての社会保障制度を完全に適用し、あわせて過去に生じた不利益を是正する措置を講ずること。

「国籍条項」などの規制措置を廃止して自由

な経済活動を保障すること。

西、国および地方自治体は、在日韓国・朝鮮

人に対する差別意識や偏見を取り除くため

に教育、文化などの面で啓発に努めるこ

と。

右、申し入れる。

一九九〇年四月二七日

日本社会党中央執行委員長
土 井 たか子

内閣総理大臣
海 部 俊 樹 殿

一、朝日新聞襲撃事件、本島均長崎市長銃撃事件に続いて、またもや、一昨一二日夜半、弓削達フエリス女学院大学学長宅に短銃弾二発が打ち込まれる事件がおきた。去る四月一二日キリスト教主義大学の四学長が「大嘗祭をとり行うことは、政教分離の原則を逸脱し、象徴天皇制を神權天皇制逆行させる途を開くおそれがある」として反対である、との趣旨の声明を発表して以来、外部からのいやがらせを受けてきたと伝えられており、ついにこのような危険かきわめて遺憾である。

一、弓削達学長などキリスト教主義大学四学長の声明は、キリスト者としての信念に基づいたものであつて、このような自由な言論に対する右翼関係者のテロ事件は、民主主義と言論の自由に対する重大な挑戦であり断じて許すことはできない。

一、とりわけ、最近とみに天皇・皇室に関わる問題をタブー視する風潮が見受けられるなかでこのような事件がひきつづき発生す

一九九〇・四・二十四

申 し 入 れ

ることは、言論の自由を保証した近代国家にあつて、由々しき事態であると言わざるをえない。

一、わが党は、民主主義と言論の自由を守り、発展させるために再びこのようなテロ行為が発生することがないよう全国・都道府県を通じて万全の措置を講ぜられんことを関係当局に強く申し入れるものである。

一九九〇年四月二四日

日本社会党書記長
山 口 鶴 男

国家公安委員長
奥 田 敬 和 殿



編集後記

★今年の大型連休は、あいにくの不安定な天氣のために家で休養したという人も多かったと思う。それでも、過去最高の四〇万の人が外国でバカンスを過したという。この連休中、海部首相は南西アジアを歴訪した。南西アジアの国々のわが国に寄せる援助への期待は予想以上のものがあつたであろう。昨年来東欧に吹いた嵐のため世界の目が東欧に集中しているが、「アジアの一員」というなら南西アジアをお忘れなく、というのが訪問先の率直な主張に違いない。▼海部首相はインド議会の演説で「政府開発援助においては、南西アジア諸国の真のニーズを把握し、各国の事情に配慮した効果的、効率的な援助を行えるよう政策対話を強化する」と述べた。当該国のインドでは巨大プロジェクトとしてナルマダ川流域のサルダル・サロバルダムと発電プロジェクトが、問題となつていて。この計画が進めば、少なくとも一〇万人を超す住民が立ち退きを迫られ、流域の原生林と肥沃な土地が水没させられるという。しかもこのプロジェクトには日本企業が関与しているのだ。住民

は立上り、インド政府はもとより、援助国の日本政府に対しても援助の停止を要請しているのも当然と言わなくてはならない。▼国民の貴重な税金を使いながら、日本企業を儲けさせるだけで、「眞のニーズ」に合致しない援助計画は即刻とりやめるべきである。巨大プロジェクトへの援助要請については、ただ相手国のニーズを鵜呑みにするのではなく、本当にそれが相手国の国民の生活向上につながるのかどうかの判断が問われる。ただただODA予算を増やすべきでは済まなくなつてゐる。また、国会が全くカヤの外という事態がいつまでも続いてよいわけがない。海部首相はそのことを南西アジア訪問を機に、深く認識して欲しいものである。

★海部首相はまた、訪問先で「軍事大国にならない」と語った。しかし、軍事費の突出を続け、防衛庁は総額二三兆五〇〇〇億円にものぼる次期中期防の策定を急いでいるのだ。これでは発言を信用しろと言つても、どだい無理な話ではなかろうか。対立から対話へ、軍拡から軍縮へという世界の潮流に逆行する姿勢、しかも防衛事務次官が記者会見で国会での委員の質問を公然と批判するというシリアル・コントロールの現状に、強い危機感を抱かずにはおられない。

(W)

政策資料編集委員会

委員長 伊藤茂
編集委員 岩垂寿喜男
細谷治嘉
小野信一
小林恒人
田中恒利
中村茂
永井孝信
戸田菊雄
清水勇
上原康助
河上民雄

松前
上原康助
河上民雄
久保亘
福間知之
水田稔
志苦志
安田修三
瀬尾忠
渡辺博
浜谷忠
牧裕
博淳
佐間田勝美
矢田部理
押田三郎
温井寛
佐藤敬治
本岡昭次

兼事務局長
会計監査

「政策資料」 購読料のお知らせ
定価 一部 三〇〇円
送料 一部 五一円
年間購読料 四二〇〇円(前納)
ご送金は左記へお願ひいたします。
郵便振替 東京8-80821
又は

大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

June 1990

No. 285

Foreword : Aogu MATSUMAE, Executive Member Responsible for Policy

Special Issue I ; Consumption Tax Abolition Bill Submitted by the Four Opposition Parties

Basic Bill for the Reform of Tax System(Summarized Text)

Consumption Tax Abolition Bill(Summarized Text)

Other Bills Related to the Consumption Tax Abolition Bill

Special Issue II ; Childcare Holiday Bill Submitted by the Four Opposition Parties

Documents :

Comment on the Report of the 8th Election System Research
Council

Presentation to the Government for the Post-War Compensation and the
Security of Rights of the Korean Residents of Japan

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE JAPAN SOCIALIST PARTY

First Members' Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)581-5111 Ext. 3880~4 Fax (03)502-5857

政策資料 6月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤茂

発行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 東京 03(581)5111 内線 3880~4

FAX 東京 03(502)5857

定価 300 円 (送料 51円)